

# 尼崎 21 世紀の森構想

概 要 版

平成14年 3月

兵 庫 県

# 目 次

	頁
1. 尼崎21世紀の森構想の趣旨	
1.1 尼崎21世紀の森構想の趣旨	1
1.2 尼崎21世紀の森構想の対象区域	1
1.3 尼崎21世紀の森構想のタイムスケール	2
2. 尼崎臨海地域における課題	3
3. 尼崎21世紀の森構想の方向性と将来像	
3.1 尼崎臨海地域における新たなまちづくりの要請と方向性	4
3.2 尼崎臨海地域再生のための視点とねらい	5
3.3 尼崎臨海地域のまちづくりのテーマ	5
3.4 尼崎臨海地域の目指すべき将来像	6
4. まちづくりの展開方向	7
4.1 環境の回復 創造、美しい風景の創出	8
4.2 活力ある都市の再生	12
4.3 既存産業の育成 高度化と新産業の創造	13
4.4 豊かな人間性を育み、エンライヴメントを創造するまちづくり	14
4.5 全ての主体の参画と協働による交流型のまちづくり	15
5. 段階的整備	16
5.1 先導整備地区の役割	17
5.2 拠点開発地区の位置づけ	17
5.3 段階的整備方策	19
6. 事業化推進方策	
6.1 事業推進上の課題	21
6.2 参画と協働による森構想推進方策	22
6.3 先導整備地区から周辺への展開方策	24
6.4 事業手法	28
7. ま と め	29

【添付資料】 尼崎21世紀の森構想策定懇話会

## 1. 尼崎 21 世紀の森構想の趣旨

### 1.1 尼崎 21 世紀の森構想の趣旨

明治の初め、ドイツの世界的な地理学者リヒトホーフエンが「世界で最も魅力的な景観」と絶賛した瀬戸内海は、日本経済が発展するなかで、臨海地域は埋め立てられ自然海岸が減少するとともに、人口や産業の集中に伴う生活排水や工場排水の増加などにより、かつての美しい瀬戸内海も、昭和 40 年代には瀕死の海とさえ呼ばれるほど危機的な状態に陥った。こうした中、昭和 48 年には「瀬戸内海環境保全臨時措置法」が制定され、危機的な状況は回避されたものの、かつての瀬戸内海の魅力が回復されるまでに至っていない。

一方、我が国の産業は、重化学工業から先端技術産業やソフト産業に構造的に変化し、重厚長大産業が立地してきた瀬戸内海地域において、遊休地の発生など、その再生が大きな課題となっている。特に、尼崎臨海地域は、阪神工業地帯の一翼を担い、素材型産業など重化学工業を中心として、我が国の産業の発展をリードしてきたが、産業構造の変化等により、工場等の遊休地が発生するなど、地域の活力が低下してきていることから、地域活力再生への取り組みが最も必要とされる地域となっている。

「環境の世紀」といわれる 21 世紀を向かえ、尼崎臨海地域を魅力と活力あるまちに再生するため、陸域での環境負荷を少なくするとともに、ゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境の創出による環境共生型のまちづくりをめざす「尼崎 21 世紀の森構想」の策定に取り組み、「環境の世紀」を切り開く先導的なまちづくりのモデルを尼崎から世界に発信していく。

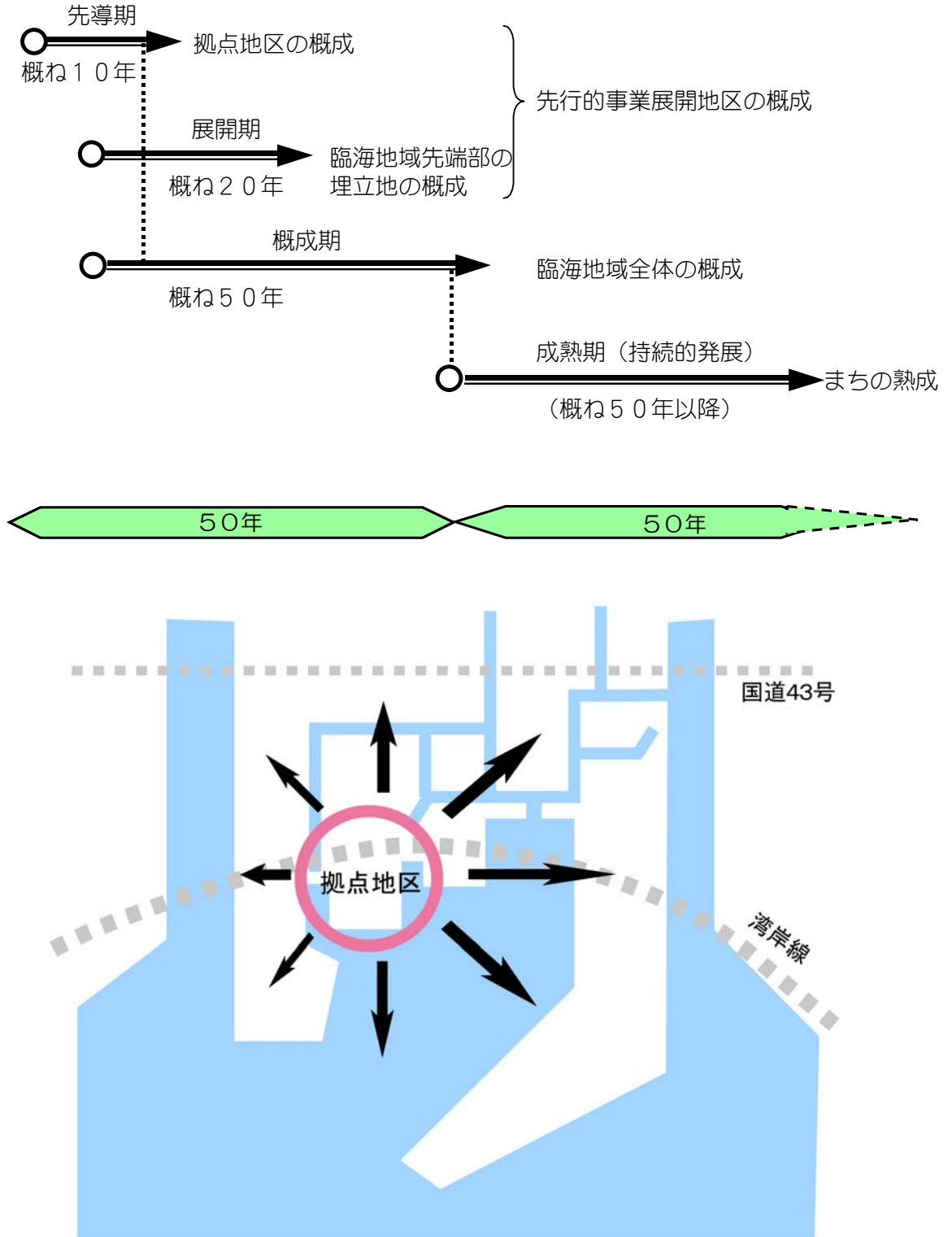
### 1.2 尼崎 21 世紀の森構想の対象区域

尼崎 21 世紀の森構想は、国道 43 号以南の約 1,000 ha を対象区域とする。



### 1.3 尼崎21世紀の森構想のタイムスケール

尼崎21世紀の森づくりは、21世紀を時間軸とした長期的な取り組みで行なう一大プロジェクトであることから先行的・重点的に森づくりを実現できるエリアを先導的な拠点として、全域に波及させていく段階的な手法で着実に進めていく。



## 2. 尼崎臨海地域における課題

### 1) まちづくりの課題

#### 【大阪湾ベイエリアの課題】

- 大阪湾ベイエリアの活性化  
大阪湾ベイエリアにおいては、産業構造の転換が進み親水性と賑わいのあるまちを取り戻すための開発が進められているが、点的なものにとどまっており、今後はベイエリア地域の連携を図った総合的な整備が必要。

#### 【尼崎臨海地域の課題】

- 土地利用の適正化  
産業構造の変化等により、低 未利用地が発生する中で、将来的な地域構造や土地利用に混乱が生じないよう早期に地域整備を進めていくことが必要。
- 国道 43 号沿道のまちづくり  
国道 43 号 阪神高速神戸線沿道において、現在、自動車公害対策が行われているが、まちづくりの観点から広域防災帯及び沿道地区計画などにより、土地の高度利用と緑の多いまちづくりを進めるなど、総合的なまちづくりが必要。
- 臨海地域のイメージの刷新  
人口の減少などによりまちの活力が低下していることから、地域のイメージを刷新する活力のあるまちづくりを進めていくことが必要。
- 社会基盤整備  
利便性の低い潤いのない地域となっていることから、道路整備をすすめるとともに運河水路 海の自然要素を活かし緑の環境と一体的な特色ある地域整備が必要。

### 2) 環境の課題

#### 【瀬戸内海・大阪湾の課題】

- 自然景観  
瀬戸内海では昭和 30 年代からの埋立により自然海岸が減少し、特に大阪湾では自然海岸はほとんど存在せず自然景観が消失している。
- 植 生  
瀬戸内海においては、シイ類、カシ類、クスノキなどの暖冬照葉樹林が一部の地域に僅かに残るのみで、本来の植生が失われている。
- 大 気  
瀬戸内海沿岸では、戦後、重化学工業を中心としたコンビナートが形成され、各地で大気汚染が深刻化したが、現在では大幅に改善。しかし大阪湾周辺では自動車排ガスによる二酸化窒素の改善が必要。
- 水質 底質  
瀬戸内海、大阪湾における水質は過去に比べ良好となったが、有機汚濁や富栄養化が見られる。また、大阪湾奥部の海底には有機物 栄養塩を多く含む底泥が多量に堆積している。
- 生物相  
瀬戸内海における水質汚濁、生物生息環境の消失により魚介類の水揚量は減少。大阪湾についても魚相は貧弱化している。

#### 【尼崎臨海地域の課題】

- 自然景観  
尼崎臨海地域は埋立のため自然海岸や干潟が消失し自然景観も失われ親水性が低い。
- 植 生  
尼崎における自然植生は、武庫川河道内にヨシ地が存在する程度。
- 大 気  
工場系排ガスについては大きく改善したが、国道 43 号の自動車排ガス対策が必要。
- 水質 底質  
水質は環境基準を達成しているが、有機汚濁や富栄養化が見られる。海底には有機物 栄養塩を多く含む底泥が多量に堆積。河川の水質は改善されたが、運河部では水の滞留や汚泥が堆積するなどしている。
- 生物相  
魚類の産卵 生息に重要な藻場がなく、夏期での下層部の貧酸素化により底生生物などが生息しにくくなっている。  
鳥類についても餌場となる干潟や森がほとんどないため、確認種も限られている。
- 水利用  
尼崎臨海地域における地盤沈下については、地下水くみ上げ規制により沈静化。
- 水循環 有効利用  
雨水を浸透させ洪水の流出を抑制する森や農地がなく、洪水の到達時間の短縮化が問題。
- 廃棄物  
大半が焼却処理されており CO<sub>2</sub>削減や、ごみ発生量の抑制と資源化の推進が必要。

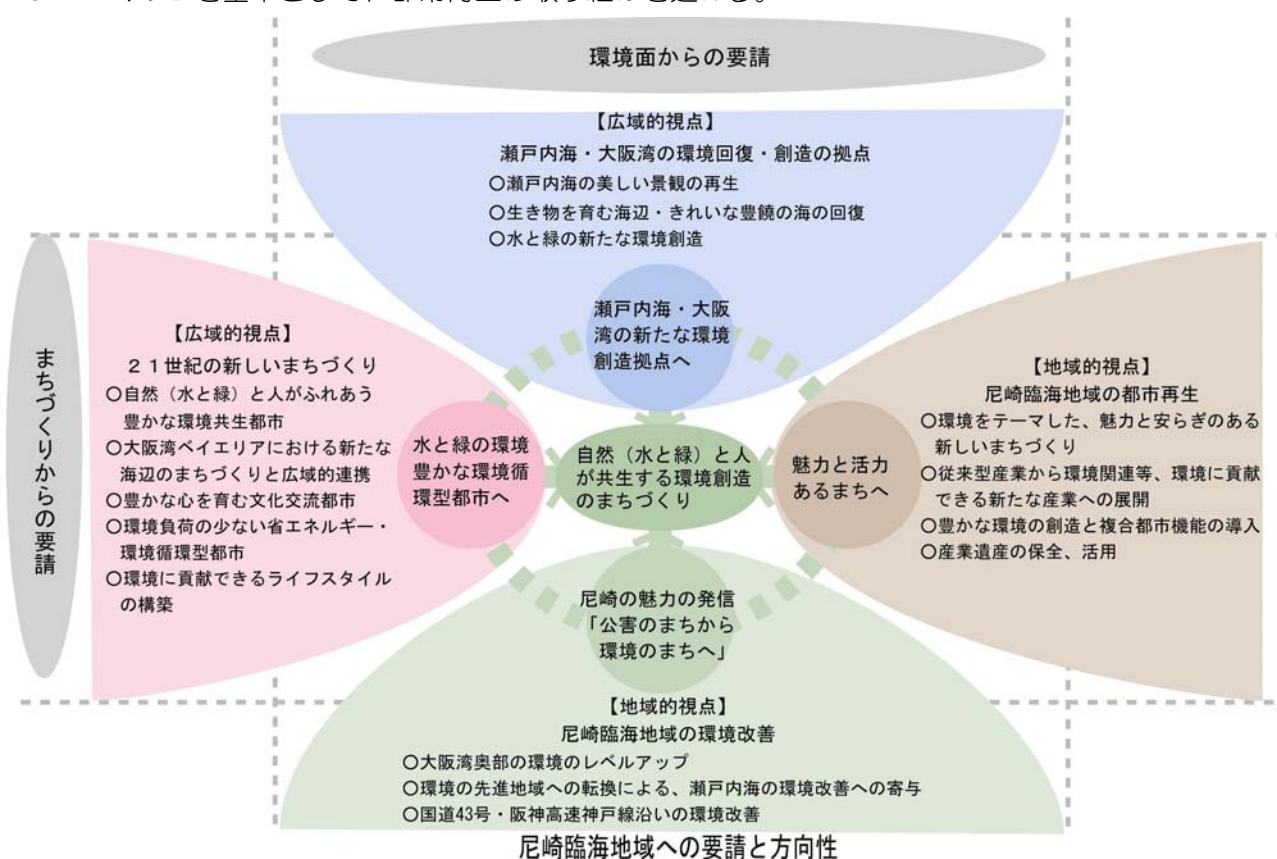
### 3. 尼崎 21世紀の森構想の方向性と将来像

#### 3.1 尼崎臨海地域における新たなまちづくりの要請と方向性

瀬戸内海、大阪湾、尼崎臨海地域のさまざまな課題を踏まえ、失われた自然環境の回復と創造により、魅力と活力のある都市の再生へと展開していくために望まれる社会的な要請を広域的、地域的にとらえ、まちづくりの方向性を整理すると次のとおりである。

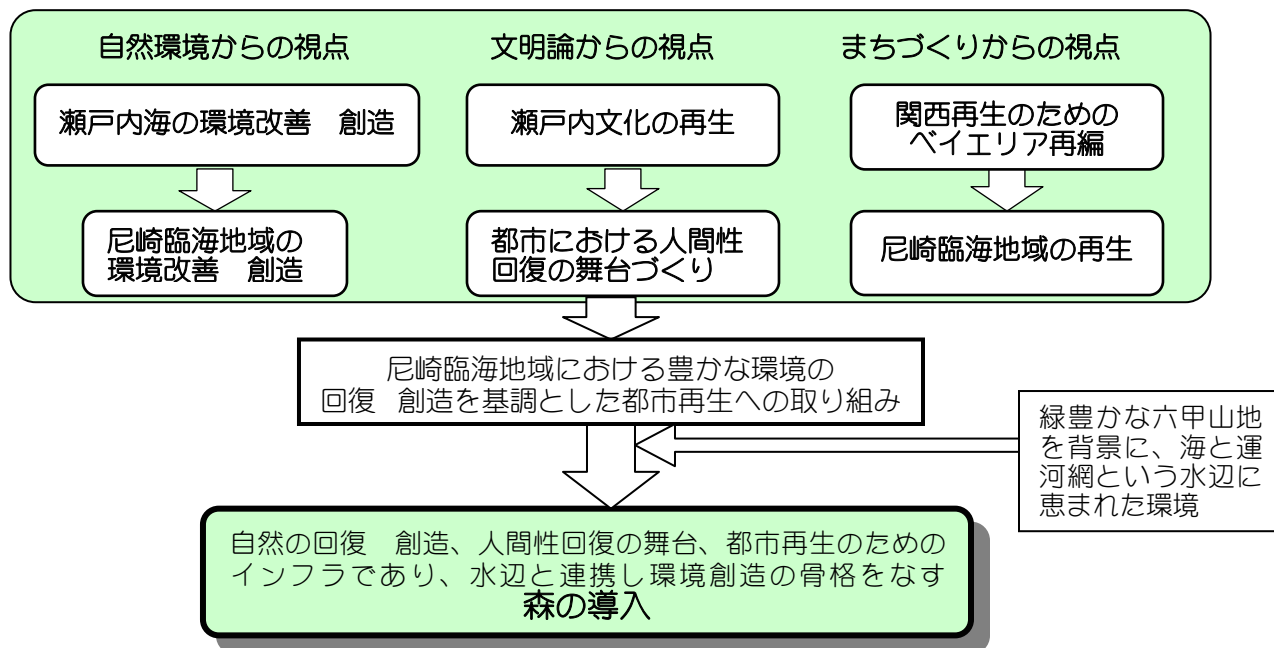
- ① 瀬戸内海 大阪湾における環境回復 創造の拠点として、また21世紀における大阪湾ベイエリアの環境共生都市づくりを目指す新しい拠点として、海辺の特性を活かして自然環境の回復 創造を進めることにより、瀬戸内海の美しい景観を再生するとともに、人と自然との良好な共生関係による持続的発展が可能な都市を再生する。
- ② 河川や運河、湾内の豊富な水環境を活用して、水と緑の豊かな自然環境を積極的に創出し、人と自然とが共生する新しい環境創造都市によみがえらせ、公害のまちから環境のまちへ脱皮していく。
- ③ 豊かな環境インフラの創造により、人々が住み、人々が集い、交流するアメニティの高い生活空間を創出するとともに、既存の人的資源や産業技術の集積を活かし、自然環境と共生した多様な産業活動の展開と環境関連産業等の新たな産業分野の導入を図り、魅力と活力あるまちづくりを目指す。

以上のことから、尼崎臨海地域の方向性として、「**自然(水と緑)と人が共生する環境創造のまちづくり**」を基本として、都市再生の取り組みを進める。



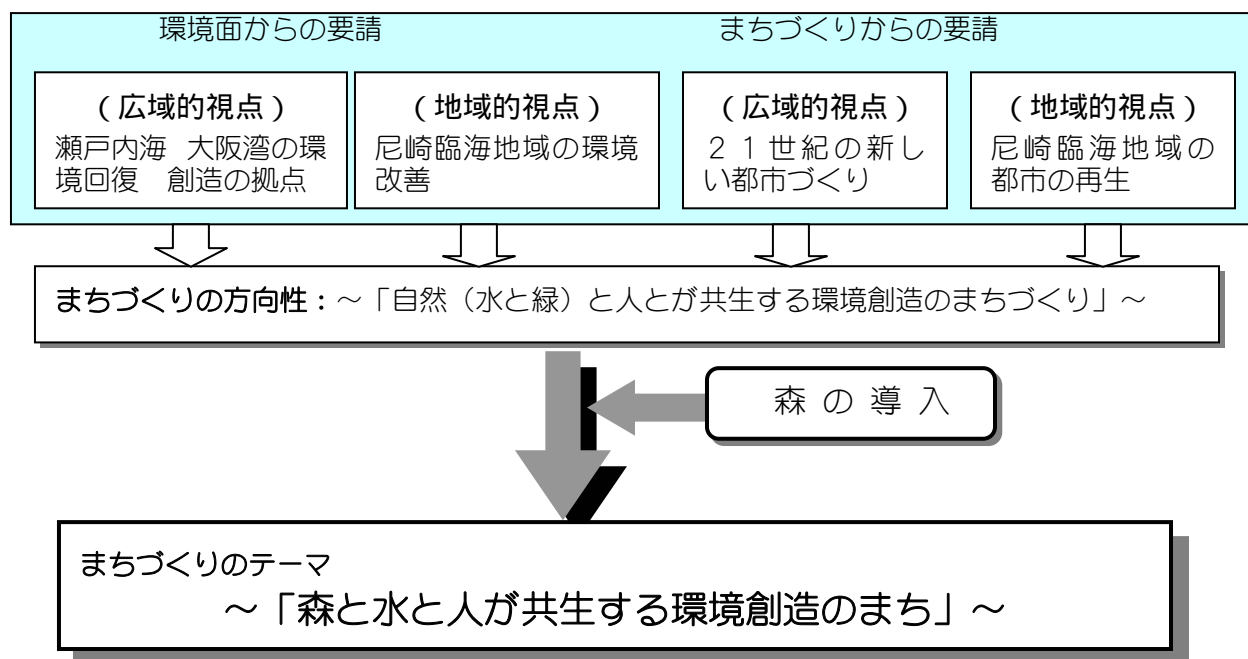
### 3.2 尼崎臨海地域再生のための視点とねらい

尼崎臨海地域が魅力と活力のある新しい都市の再生へと展開していくために、以下の3つの視点から尼崎臨海地域の環境改善とまちづくりに対する取り組みを考えると、尼崎臨海地域のまちづくりのねらいは次のとおりであり、個性と魅力、独自性をもった地域として、尼崎臨海地域を再生するには森の導入が相応しい。



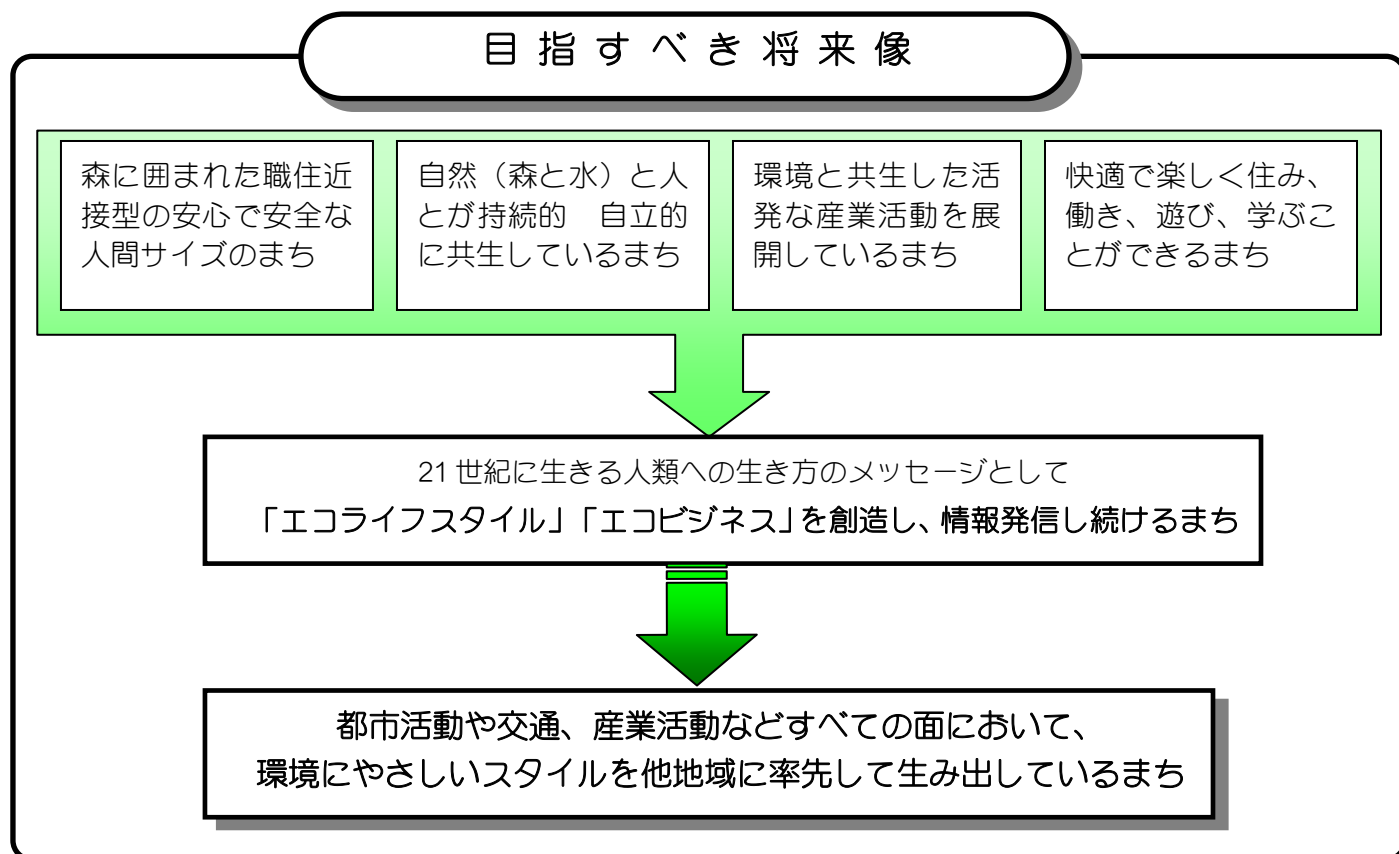
### 3.3 尼崎臨海地域のまちづくりのテーマ

尼崎臨海地域における社会的要請から導かれるまちづくりの方向性に、森を導入することによりまちづくりのテーマは次のとおりとする。



### 3.4 尼崎臨海地域の目指すべき将来像

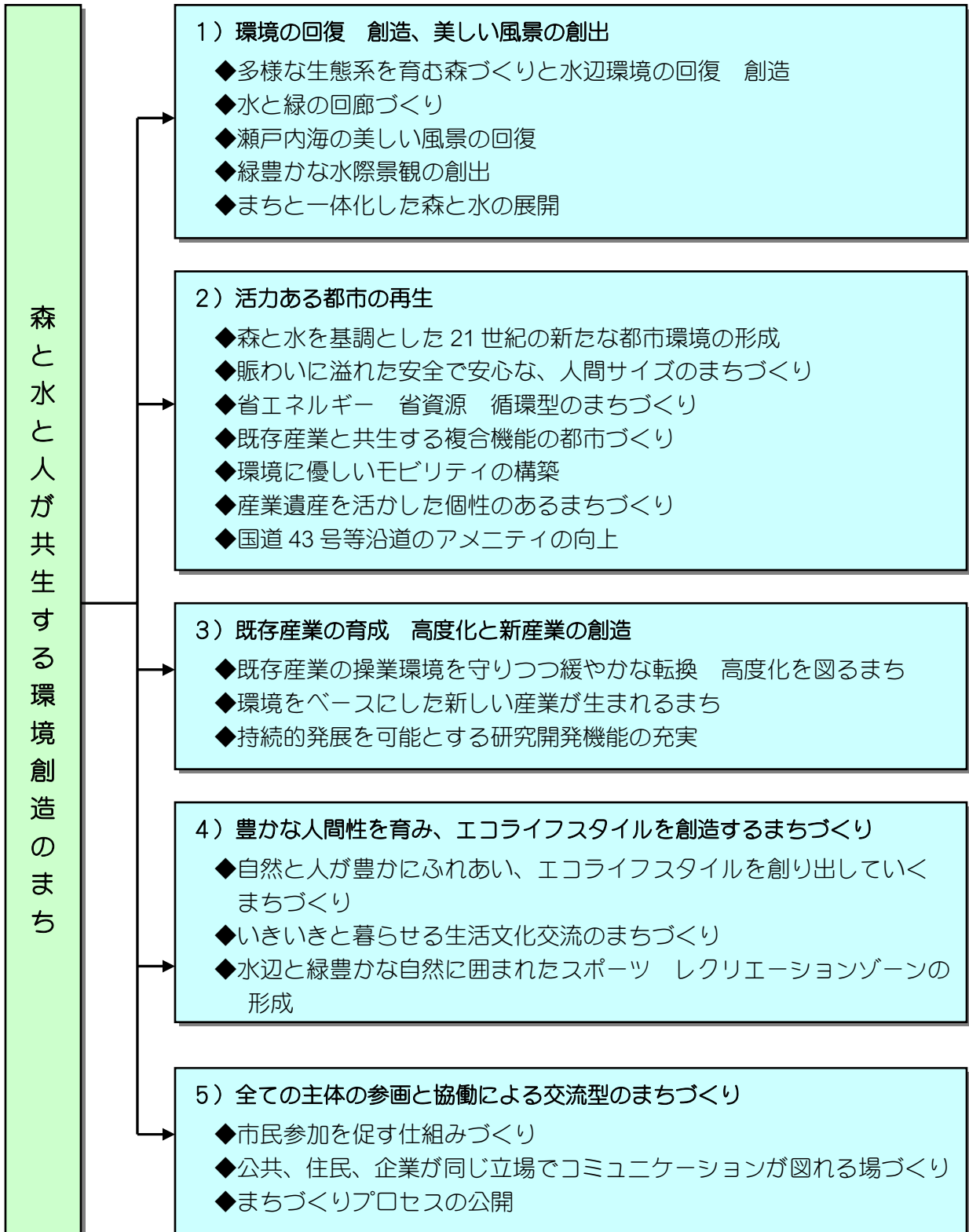
「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマにまちづくりを展開することによる、尼崎臨海地域の目指すべき将来像は以下のとおりとする。





#### 4. まちづくりの展開方向

尼崎臨海地域が、「森と水と人が共生する環境創造のまち」に生まれ変わるために、森づくりを核としながら進めるまちづくりの展開方向は次のとおりとする。



## 4.1 環境の回復 創造、美しい風景の創出

### (1) 尼崎21世紀の森の基本ゾーニング

尼崎臨海地域は、国道43号以南の運河水路が巡らされた工場立地地域と阪神高速湾岸線以南の地域に2分できることから、基本ゾーニングは次のとおりとする。

#### 都市の森 ~ アメニティを高め、人が交わり、産業を育む森

まちと一体的に結びついて、自然とのふれあいや休養 憩い 散策、スポーツやレクリエーション、交流や多様なアクティビティが生まれる安全で安心な人間活動のための空間を中心とする。

##### 沿道のアメニティを高める森

国道43号等の両側に「沿道のアメニティを高める森」を配置する。この森は、環境保全機能を高めるとともに、広域防災帯としての機能を担う。また、尼崎臨海地域と国道43号以北のまちを結びつけるアメニティ空間として展開する。

##### 人が交わる森

蓬川以西地域は、住み、働き、学び、憩い、遊ぶことができる複合都市機能を備え、運河水路を軸として森と水が一体となった環境を備えたまちを展開する。このまちは、来訪者や市民の交流 文化 スポーツ レクリエーション等の活動の場となる森を中心に構成する。

##### 産業を育む森

蓬川以東地域は既存産業の高度化を図り、運河水路沿いを中心に工場緑化を推進し、森に囲まれた産業のまちを展開する。

#### 環境創造の森 ~ 自然再生、命を育む森

多様な生物の生命を育む自然生態系を回復 育成する森を中心として、樹林、海辺、池沼などで、自然とのふれあいのための空間を創造する。

### (2) 尼崎21世紀の森の空間イメージ

#### ①基本的考え方

尼崎臨海地域にける森の基本ゾーニングとして2つの森を設定したが、地域全体の緑被率の目標を30%以上確保する。

**緑被率 30%以上**

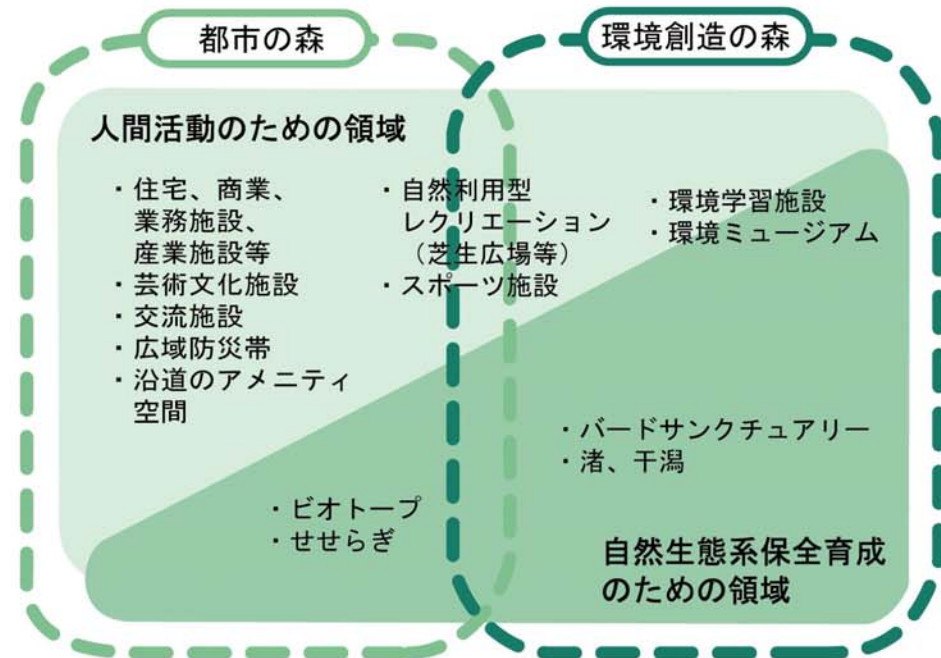
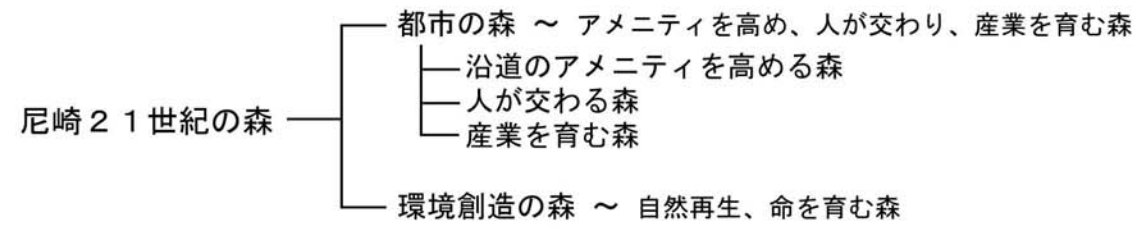
(地域全体の緑被率の目標を30%以上確保する)

現状(平成9年)の樹木緑被率 尼崎市全体: 5.86%  
臨海地域: 4.0%

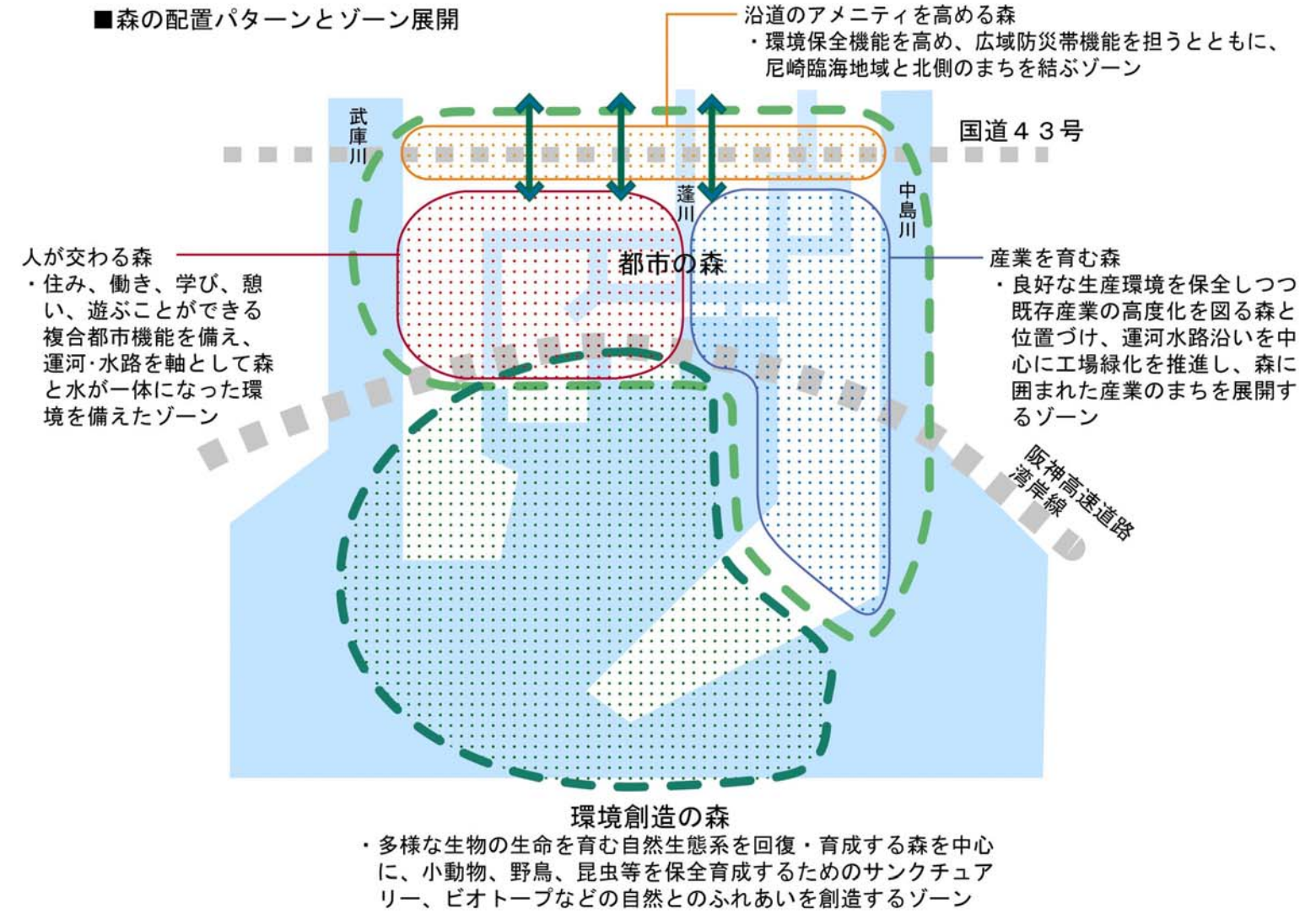
#### ②21世紀の森の空間イメージ

尼崎臨海地における「尼崎21世紀の森」を構成する2つの森の目指すべき空間イメージは、次のとおりである。

■ 森の考え方



■ 森の配置パターンとゾーン展開



■ 環境創造の森のイメージ



瀬戸内の多島風景



木立の中の遊歩道  
(ハローニュータウン、代々木)

■ 都市の森のイメージ



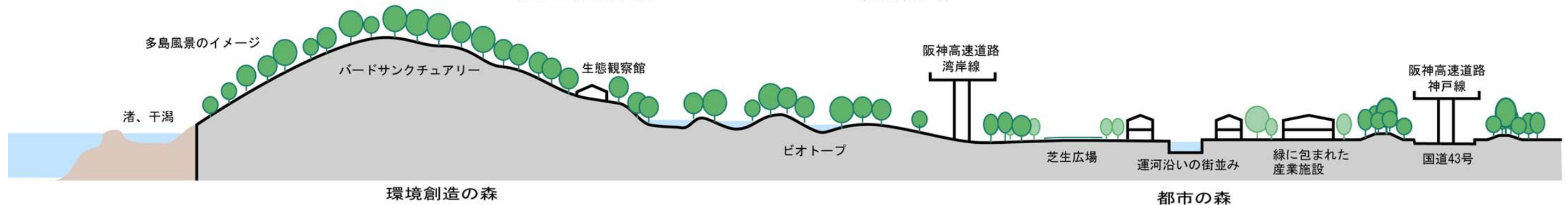
芝生広場  
(NYセントラルパーク)



緑につつまれた産業施設



幹線道路沿いの森



尼崎 21世紀の森の構成

### (3) 森と水のネットワーク

#### ①尼崎臨海地域における水と緑の回廊

「尼崎 21 世紀の森」は、水と緑の回廊により環境創造のまちを構成していく。

#### 【環境創造の森を拠点としたエコロジカルネットワークの形成】

フェニックス事業地を始めとする海に突き出た半島の先端部には、生物生息空間となる環境創造の森を配置し、これらの環境創造の森を中心として河川、運河、道路等に沿って内陸部へ森を連続させる。これにより臨海地域全体のエコロジカルネットワークを形成していく。

#### 【森と水による生態的な大回廊の形成—周辺地域との連携】

尼崎 21 世紀の森を拠点として尼崎市街地とを結ぶ生態的回廊を形成し、さらに六甲山を始めとする周辺の森と連携し、阪神間におけるエコロジカルな緑の大回廊の形成を目指す。

#### 【沿道のアメニティを高める森による環境保全軸の形成】

沿道環境改善対策が進められている国道 43 号等の両側に沿道のアメニティを高める森を配置し、沿道市街地の環境保全機能を高める。この森は、阪神地域における東西方向の環境保全軸として形成していく。

#### 【水辺を中心としたネットワークの形成】

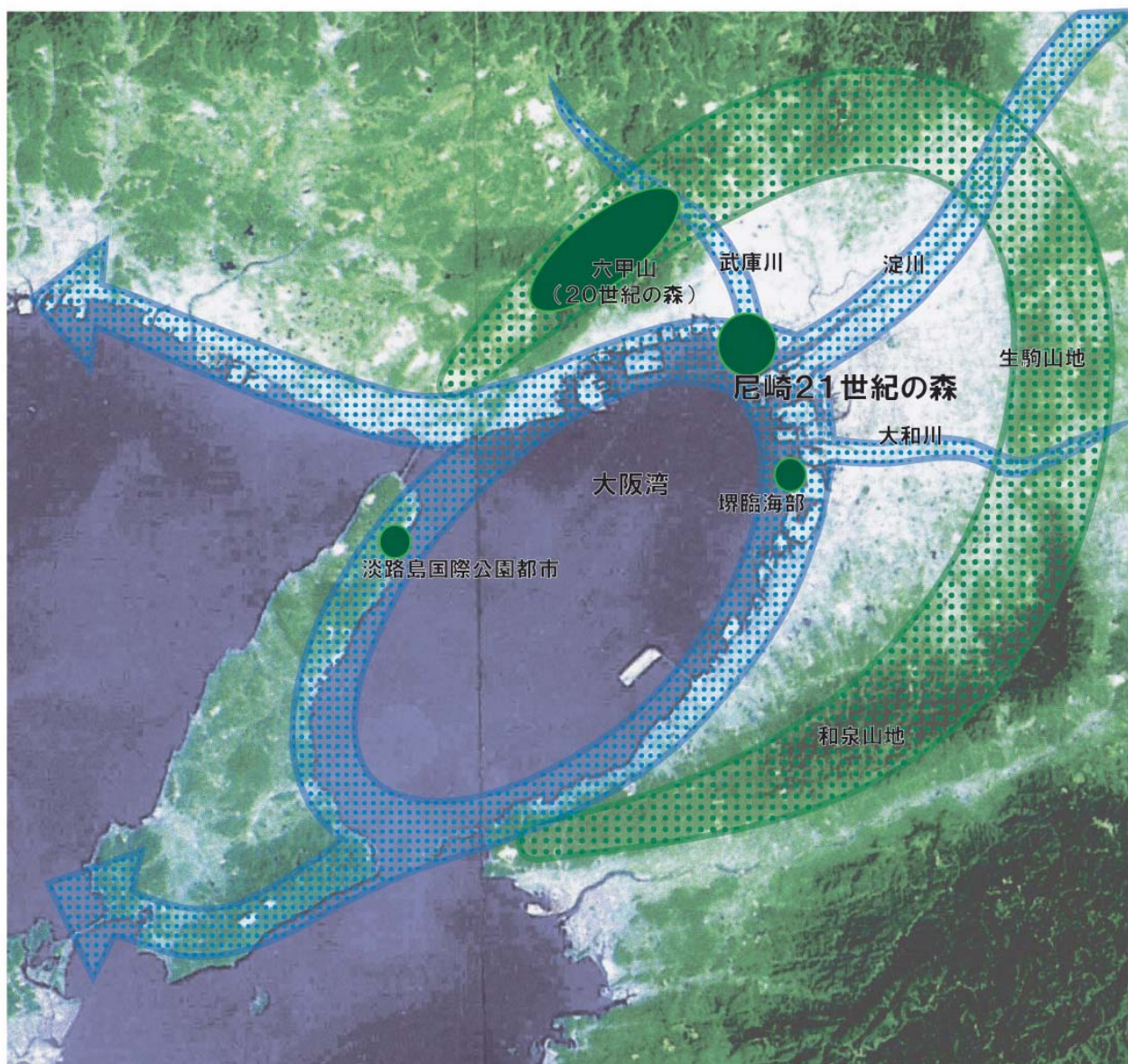
河川や運河、湾内の水辺沿いに遊歩道や緑地 オープンスペースを配置し、水辺の豊かな環境形成を図り、環境創造の森や人が交わる森 産業を育む森の中に構成される森をネットワークし、豊かな森と水の都市景観を創出する。また、垂直護岸を可能な限り親水空間として藻場 干潟、砂浜 磯場、潮だまり等に改修し、野鳥 魚 底生生物等の生息 生育空間を創出する。



水と緑の回廊

## ②大阪湾ベイエリアにおける水と緑のネットワーク

大阪湾ベイエリアは、近年ウォーターフロントの再開発や自然の回復 創造に向けた取り組みが行われており、後背地に六甲山系、生駒山地などの緑のベルトがあることなどから、尼崎21世紀の森は、大阪湾ベイエリアの他地域との連携を図りながら、環境の回復 創造に取り組むこととする。



## 4.2 活力ある都市の再生

～ 「森と水と人が共生する環境創造のまち」へのアプローチ ～

「森と水と人が共生する環境創造のまち」を実現するために、多様な生態系を育む拠点としての森づくりを核として、森が有する様々な環境創造 保全効果に加え、陸域でのまちづくり、水域での水辺づくり、そしてこれらを連携するモビリティを構築する。

まちづくりについては「環境共生のまちづくり」を目標とし、以下の4つの観点から省エネルギー 省資源 循環型などのキーワードで表現される高水準の環境を創造する。

- 自立性の高いエネルギー供給
- 省資源 リサイクル
- 水循環
- 微気象緩和 自然との共生

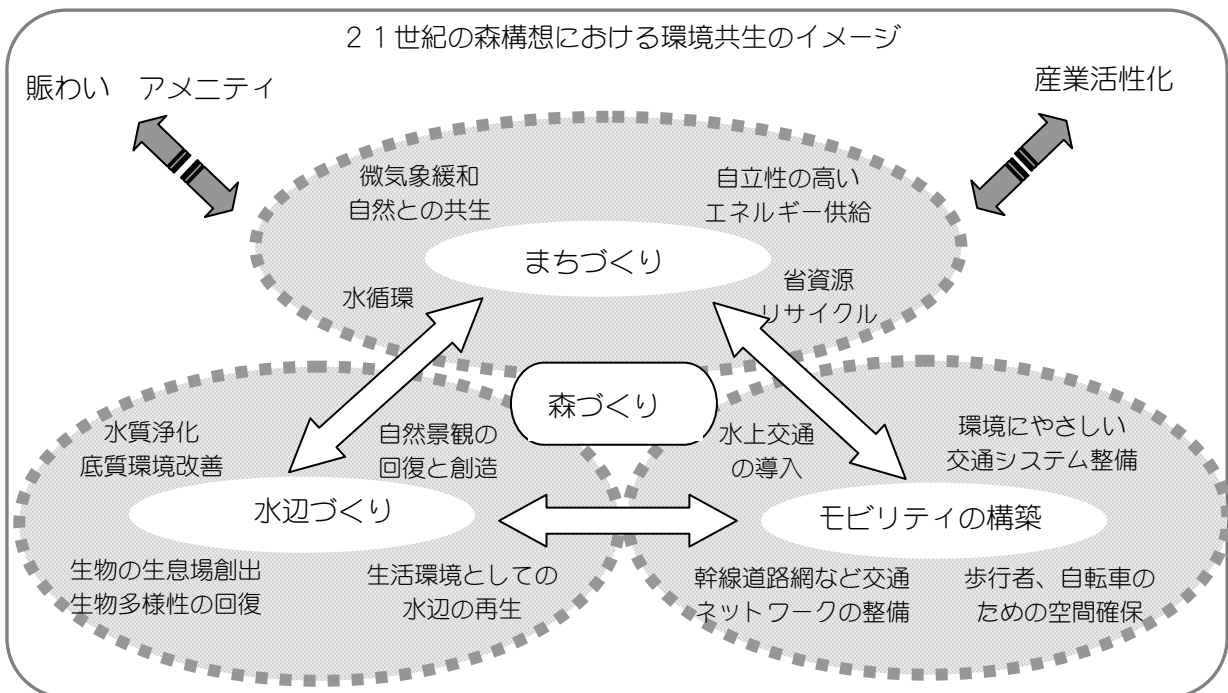
水辺づくりについては、「親しみのある良好な水辺の創造」を目標とし、以下の4つの観点から森づくり まちづくりと調和しながら有機的な結びつきをもつ水辺環境の回復 創造を行う。

- 水質浄化、底質環境の改善
- 生物の生息場の創出、生物多様性の回復
- 失われた自然景観の回復、創造
- 良好な生活環境としての水辺の再生

モビリティの構築については、活力のある都市の再生において重要な要素であると同時に、交通機関による環境負荷ゆえに、環境の回復 創造にとっても取り組むべき重要な課題である。

したがって、「環境にやさしいモビリティの構築」を目標とし、以下の4つの観点から交通体系の整備に取り組む。

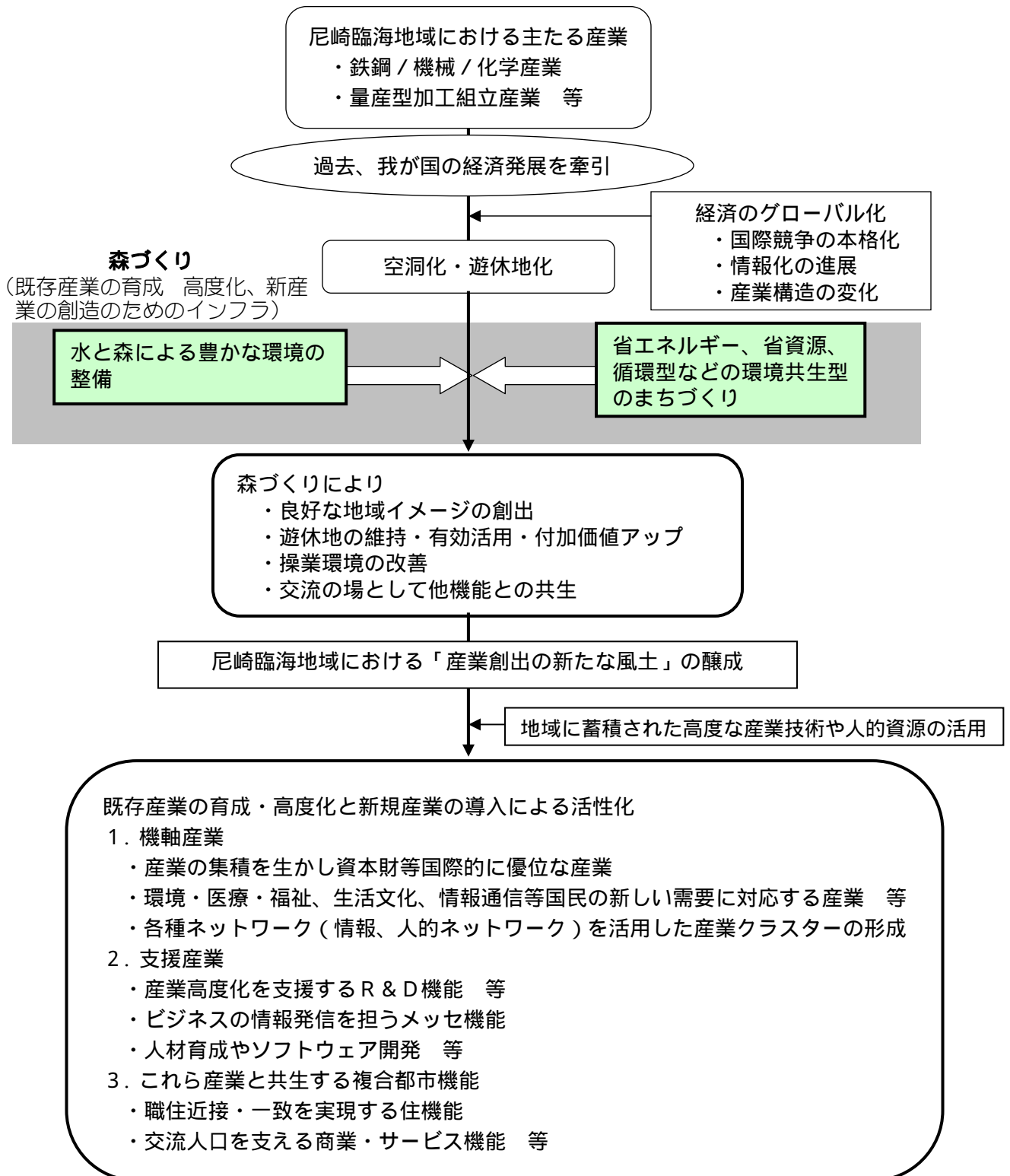
- ① 環境にやさしい交通システムの導入
- ② 歩行者、自転車のための空間確保
- ③ 水上交通の導入
- ④ 幹線道路網など交通ネットワークの整備



### 4.3 既存産業の育成 高度化と新産業の創造

「森と水と人が共生する環境創造のまち」のためには、既存産業の育成 高度化と新産業の創造は欠くことの出来ない要素である。森づくりを核とした緑豊かな都市環境を創造することにより良好な地域イメージの創出や操業環境の改善を図り地域ポテンシャルを高め、またこの地域で蓄積された高度な産業技術や人的資源を生かし、既存産業の高度化や新たな産業を導入するとともに研究開発機能等を充実させ地域の産業の活性化を図る。

－尼崎臨海地域における産業活性化に向けて－



## 4.4 豊かな人間性を育み、エコライフスタイルを創造するまちづくり

森と水と人が豊かにふれあい共生する環境創造のまちの実現のため「住」「働」「学」「遊」の4つの視点から、将来の生活・活動のイメージを次に示す。



住民同士のコミュニケーション



市民参加による森づくり



森の陶芸教室



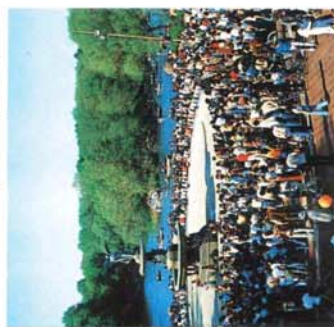
緑につつまれた産業施設



エコスクールの開催



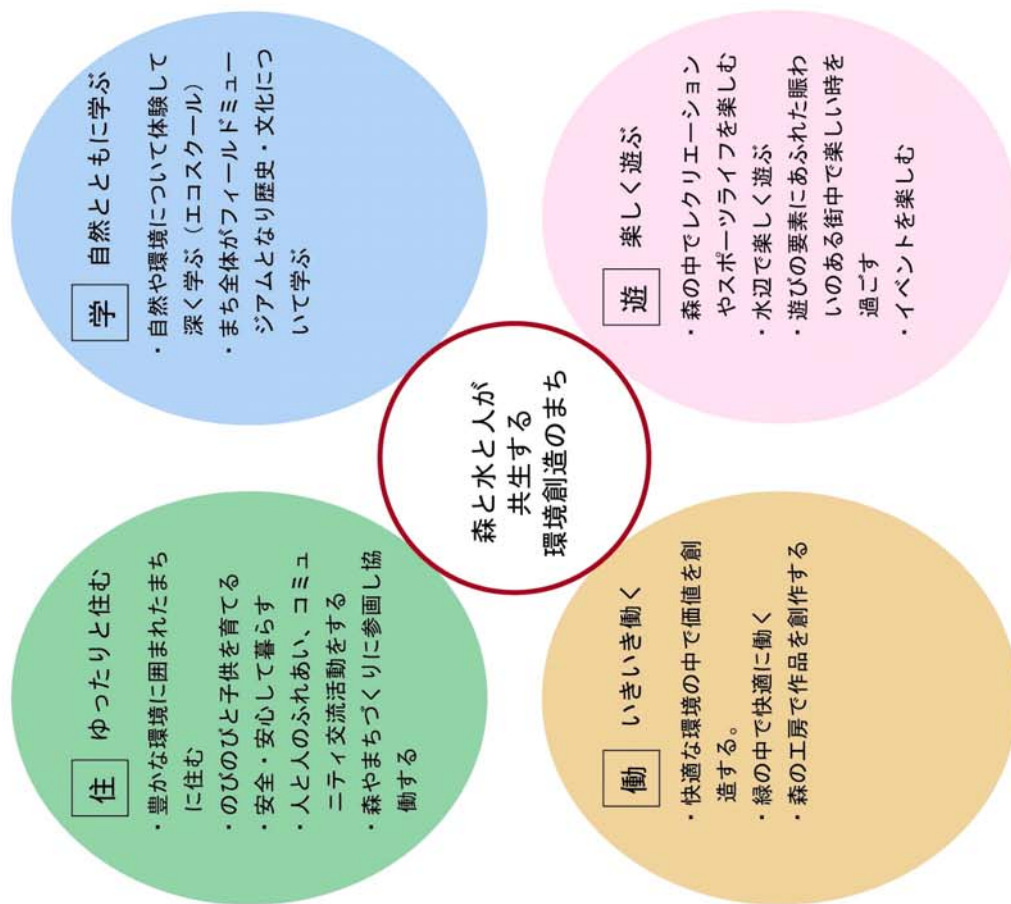
森のなかのスポーツ施設



森の中でのイベント



まちの賑わい



将来の環境創造のまちにおける生活・活動イメージ



## 4.5 全ての主体の参画と協働による交流型のまちづくり

### (1) 全ての主体の参画

尼崎 21 世紀の森構想を推進していく上で、長期的な視点で取り組み、貢献できる全ての主体（市民、企業、民間団体、行政など）が沿岸域を含めた対象地域のまちの再生について共通のイメージを持つことがまず大切である。地域社会、コミュニティーの主人公は市民や企業市民であり、自分たちのまちをどのようにしたいか、どうあるべきかといった考えをしっかりと持ち、行政や他の意向、価値観を尊重しつつ、それぞれが創意工夫をしながら主体的に構想推進に参画することが重要である。このためには、まちの再生イメージを共有し、それを具体化していくためのシステムが必要である。

### (2) 参画と協働に向けた取り組み

#### 森づくり推進のための組織づくり

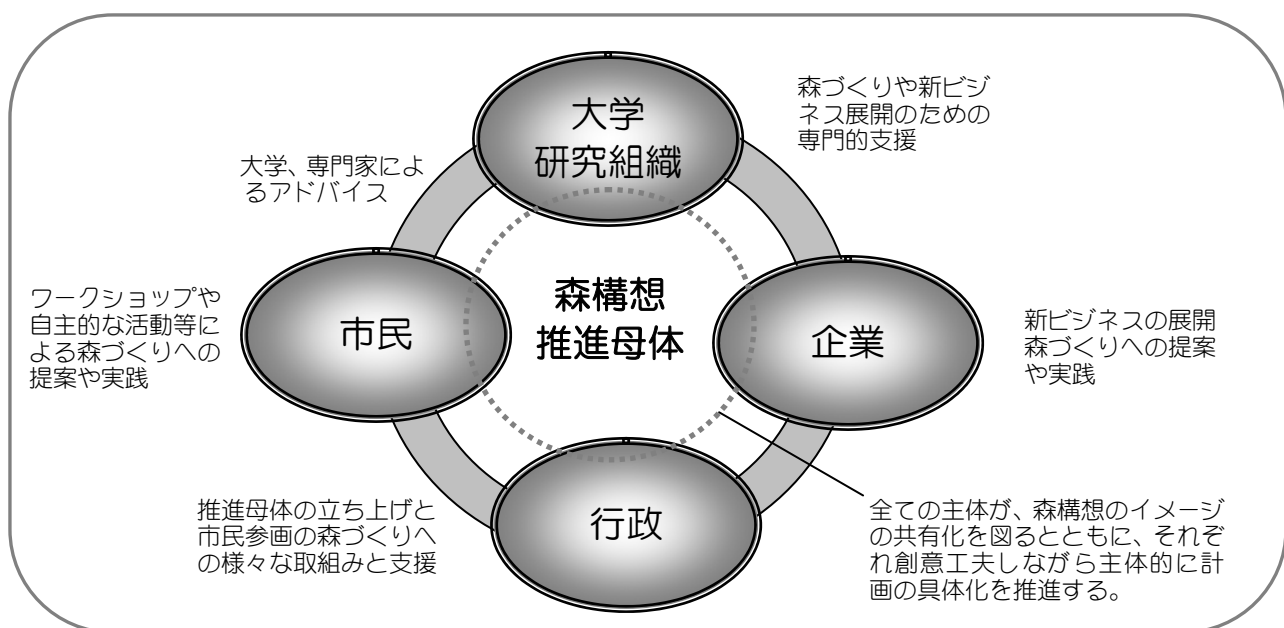
21 世紀の森づくりの実現化を図るため、下図に示すように市民、企業、行政、大学等からなる森構想推進母体を組織する。この組織において、対象地区におけるすべての主体が森構想イメージの共有化を図るとともに、それぞれ創意工夫しながら主体的に計画の具体化を推進する。

#### 市民参加の方法の多様化と反映

上記の推進母体への市民参加のみならず、推進母体によるワークショップの開催、インターネット等の活用による双方向の情報交換等により、市民参加方法を多様化し、より広範囲に市民の意向を把握し、具体的計画に反映させる。また、市民による植樹や管理など森づくりそのものにも直接参加できるような仕組みを検討する。

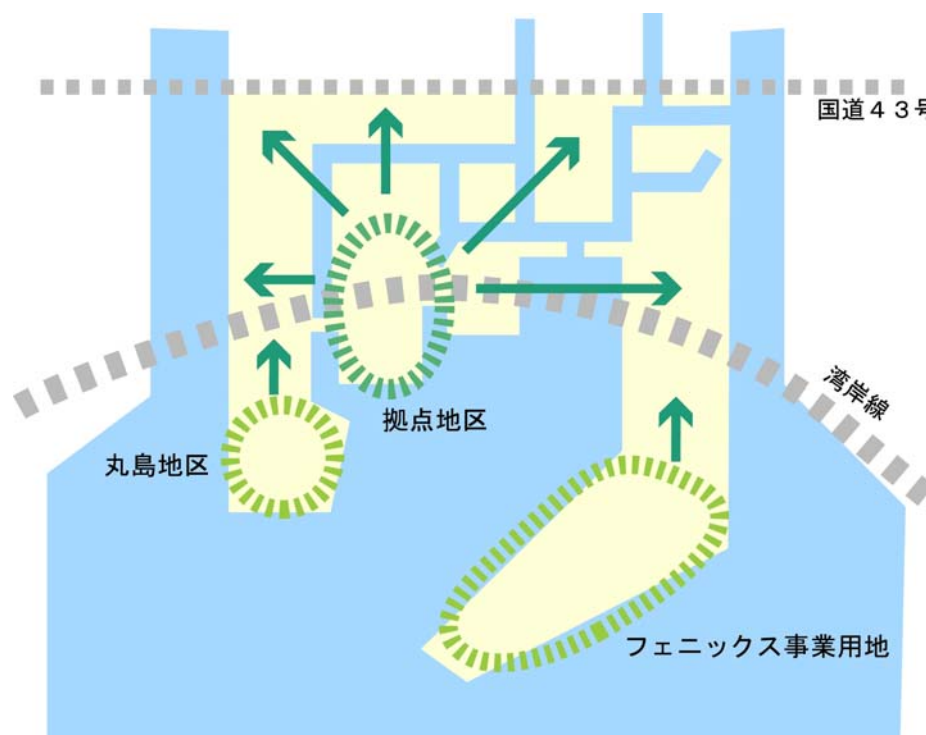
#### 新ビジネスを育成する企業と大学・研究組織等との新たなパートナーシップの構築

対象地域に立地している企業については、地元で貢献できかつ自らの経営も健全化できるような新ビジネス（たとえば環境、福祉、健康、余暇等を対象）を展開することが重要であり、新ビジネスを育成するため企業と大学や関連する研究機関等との新たなパートナーシップの構築が重要である。



## 5 段階的整備

- 1) 尼崎 21 世紀の森構想は、失われた自然環境の回復と創造により、ゆとりと潤いのある快適な都市環境を創出し、魅力と活力のある都市の再生を図ることとしており、国道 43 号以南約 1,000ha の地域の整備を 21 世紀を時間軸とした長期的な取り組みにより実現する。
- 2) この地域において、陸域と海域とを一体化させ「森と水と人が共生する環境創造のまち」を最も演出できるエリアとして、臨海地域南部の拠点地区、丸島地区、フェニックス事業用地を先導整備地区として位置づけ、この地区の整備によりその効果を地域全体に波及させていく段階的な手法で着実に進めていく。特に、拠点地区や丸島地区などの整備による波及効果としては、「人が交わる森」において、人が住み、働き、憩い、学ぶなどの複合都市機能を備えた土地利用転換への促進が期待できる。
- 3) 先導整備地区のうち臨海地域のほぼ中央に位置し、市民の憩いと交流の場として最適であり、また周辺への波及効果が高いことから拠点地区（約 55ha）をパイロットプロジェクトとして、周辺からのアクセスも含め先行的に整備に取り組む。
- 4) 丸島地区、フェニックス事業用地は、拠点地区と連携させながら順次整備を進めていく。
- 5) その他の地域についても、先導整備地区の進捗に合わせて、地元企業、住民、行政等との参画と協働により、森づくりを進めていく。



先導整備地区の位置づけ

## 5.1 先導整備地区の役割

### (1) 拠点地区

尼崎臨海地域のほぼ中央に位置し、臨海地域の環境の回復・創造による都市再生を実現するため、森づくり、人の交流、産業振興を先導する拠点であるとともに、緊急時には防災拠点としての役割を持つ。

自然とのふれあい機能、健康・文化機能、集客・交流機能、生活サービス機能、新産業の育成機能、産業の高度化支援機能等を導入する。

### (2) 丸島地区

瀬戸内海の多島海風景を創出し、様々な生物が生息できる自然環境を創造するとともに、スポーツ・レクリエーション機能を中心として尼崎臨海地域における人の交流を促す役割を持つ。また、武庫川下流浄化センターの処理場空間や下水処理水を活用したビオトープや親水公園など水と緑のあふれる森づくりを進める。

自然生態の保全育成機能、スポーツ・レクリエーション機能等を導入する。

### (3) フェニックス事業用地

まとまった新たな土地を活用して、尼崎臨海地域における産業の活性化、新たな産業の誘致を促進するとともに、丸島地区と対をなして瀬戸内海の多島海風景を創出し、様々な生物が生息できる自然環境の創造の拠点となる役割を持つ。

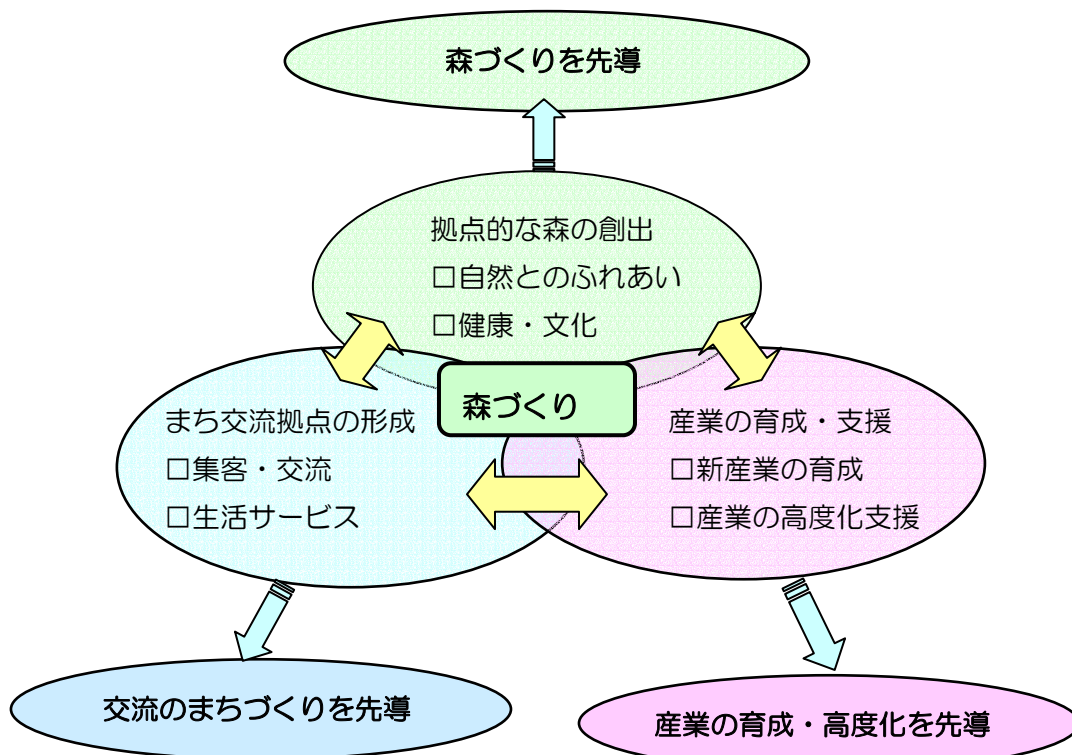
港湾物流機能、既存産業移転代替機能、環境関連産業等新たな産業拠点機能、自然生態の保全育成機能等を導入する。

## 5.2 拠点地区の位置づけ

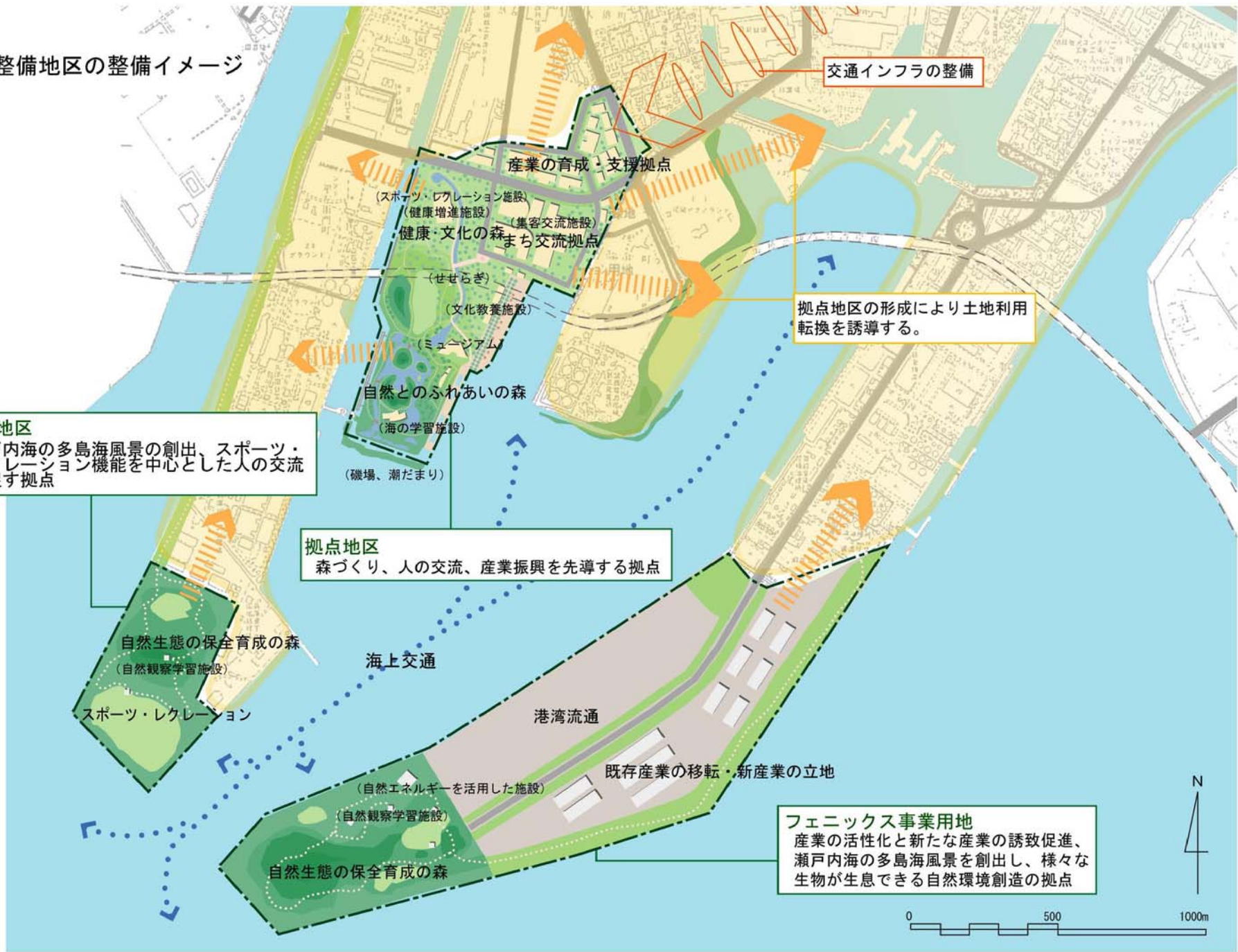
### (1) 位置づけ

拠点地区は先導整備地区の中で、パイロットプロジェクトとして位置づけ「大阪湾ベイエリアにおける新たな環境創造拠点」、「多核ネットワーク型都市圏を形成する新しい都市核」、「尼崎21世紀の森づくりの先導拠点」として整備する。

### (2) 基本的な考え方



先導整備地区の整備イメージ



交通インフラの整備

産業の育成・支援拠点

(スポーツ・レクリエーション施設)  
(健康増進施設) (集客交流施設)  
健康・文化の森まち交流拠点

(せせらぎ)  
(文化教養施設)  
(ミュージアム)

自然とのふれあいの森

(海の学習施設)  
(磯場、潮だまり)

拠点地区の形成により土地利用  
転換を誘導する。

丸島地区  
瀬戸内海の多島海風景の創出、スポーツ・  
レクリエーション機能を中心とした人の交流  
を促す拠点

拠点地区  
森づくり、人の交流、産業振興を先導する拠点

自然生態の保全育成の森  
(自然観察学習施設)

スポーツ・レクリエーション

海上交通

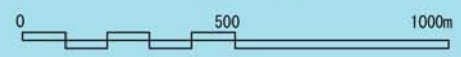
港湾流通

(自然エネルギーを活用した施設)  
(自然観察学習施設)

既存産業の移転・新産業の立地

自然生態の保全育成の森

フェニックス事業用地  
産業の活性化と新たな産業の誘致促進、  
瀬戸内海の多島海風景を創出し、様々な  
生物が息できる自然環境創造の拠点



### 5. 3 段階的整備方策

尼崎21世紀の森は、概ね20年程度で概成する先導整備地区と、その波及効果を受けて整備を進めていく地区とに分けた段階的整備を行なう。それぞれの地区の整備方策について以下の図に示す。

		先導期 (0~10年後)	展開期 (11~20年後)	概成期 (21~50年後) ~ 成熟期 (51~100年後)	
<p>尼崎臨海地域全体のイメージ</p>					
先導整備地区	拠点地区	<p>&lt;先導的な森の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○参加型森づくりへの行動を起こす市民活動プログラムの策定・実施</li> <li>○公共による先導的都市基盤整備</li> <li>○公園緑地の整備により核となる森を形成</li> <li>○中核的施設（スポーツ・レクリエーション施設、健康保養施設、自然学習施設、市民の森等）の整備等、構想を先導するモデル的事業の実施</li> <li>○企業の協力のもと市民・NGO/NPOによる森の維持管理を開始</li> </ul> <p>&lt;まちの概成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○OR&amp;D施設など核となる機関を誘致</li> <li>○公的バックアップのもとで民間活力による新産業の集積・育成</li> <li>○民間企業による商業・交流施設等の立地促進</li> <li>○NEDOなど新エネルギー導入制度を活用してエコエネルギー関連施設が立地し、エネルギー拠点の形成促進</li> <li>○海上交通や環境にやさしい交通インフラ（LRT、電気バス等）の整備</li> </ul>			<p>○市民・NGO/NPO・企業の協働による熟成した森の形成</p> <p>○時代のニーズに応じた都市機能の集積と更新が行われる持続可能なまちづくりの展開</p>
	丸島地区	○先導的な森づくり	○主に自然環境の中で多様なアクティビティが展開する森を形成	○瀬戸内の自然再生や参加型森づくりの展開	
	フェニックス事業用地	<p>○港湾物流機能用地の供用開始</p> <p>○森づくりの基盤となる事業用地の整備</p> <p>○既存産業の移転用地の供用開始</p> <p>○環境関連産業や新しい産業の立地誘導</p>	<p>○瀬戸内の自然再生など自然の営みが広がる森を形成</p> <p>○環境関連産業や新しい産業の立地誘導</p>		
先導整備地区以外の地区		<p>○水と緑のネットワークづくり</p> <p>○公園緑地の整備（国道43号沿いを含む）</p> <p>○屋上緑化、敷地内緑化に対する支援制度を活用した民有地の緑化推進</p> <p>○定期借地や果樹園、貸農園などによる遊休地の暫定利用</p> <p>○街路、自転車道、歩行者道等の整備</p> <p>○自立型の省資源・省エネルギー社会構築の検討・実施</p>		<p>○水と緑のネットワークづくり</p> <p>○公園緑地の整備（国道43号等沿道を含む）</p> <p>○拠点地区の整備を活用した、拠点地区周辺の土地利用の再編・誘導</p> <p>○小規模遊休地の集約化による再整備</p> <p>○大規模遊休地の土地利用の再編・誘導</p> <p>○高度有効利用を可能とする施策による土地利用転換の誘導</p> <p>○自立型の省資源・省エネルギー社会構築の検討・実施</p> <p>○東西軸の強化をはじめとする幹線交通ネットワークの整備</p>	<p>○水と緑のネットワークづくり</p> <p>○公園緑地の整備</p> <p>○人が交わる森の形成（森につつまれた環境創造のまち）</p> <p>○産業を育む森の形成（高水準な操業環境の実現と産業の高度化を誘導）</p> <p>○自立型の省資源・省エネルギー社会構築の検討・実施</p>

尼崎21世紀の森 イメージプラン (将来)



人が交わる森 (まちなみのイメージ)



運河沿いのイメージ



沿道のアmenitiを高める森 (国道沿いのイメージ)



人が交わる森 (交流広場のイメージ)



産業を育む森 (既存事業所のイメージ)



交通ネットワークのイメージ

環境創造の森のイメージ (海岸林の形成など海辺の特性を活かした森づくりをおこなう)



産業を育む森 (新工場のイメージ)

## 6. 事業化推進方策

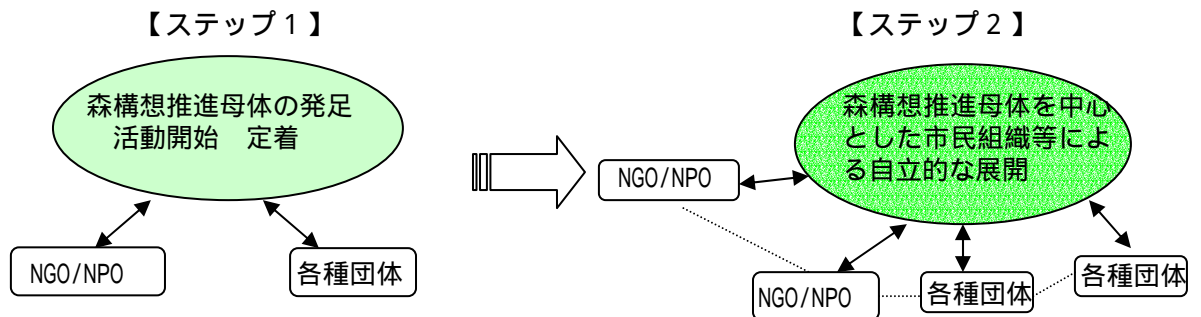
### 6.1 事業推進上の課題

尼崎21世紀の森構想は、約1,000haにも及ぶ地域を対象に、森づくりを端緒とした長期にわたる持続的なまちづくりである。事業を推進するうえで、以下に示すように大きく2つの課題があげられる。

#### (1) 参画と協働による森構想推進方策

森構想は、地域のコンセンサスを得ながら、市民をはじめあらゆる主体の参画と協働により森づくりを進めていくこととする。

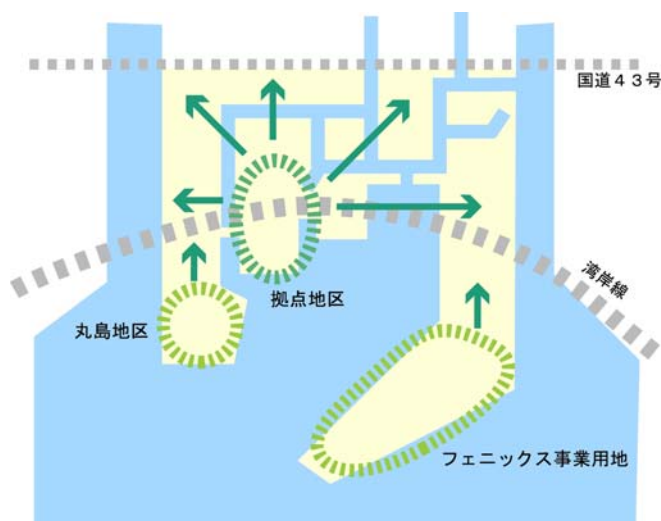
そのためには、先導整備地区における森づくりの段階から、市民、民間団体、地元企業、専門家、行政などによる推進母体を組織し、その組織を将来的に森の維持管理やまちづくりの担い手に発展させるとともに、組織を運営し市民等に対しリーダーシップを発揮できる人材の育成が求められる。また、森構想推進母体を活性化していくには、ステップ1で市民が参加している各種団体やNGO/NPOなどの支援団体と連携し、将来的（ステップ2）には、それらの支援組織が構想実現において自主的な活動を行ない、各々がネットワーク化される体制を整えることが必要である。



図；森づくり・まちづくり組織の展開

#### (2) 先導整備地区から周辺への展開方策

事業を長期的 持続的に展開させるためには、拠点地区をはじめとする先導整備地区における森づくりのインパクトを、周辺へスムーズに波及させる方策が求められる。そのため、様々な支援方策、法制度上の規制緩和、新たな事業手法の導入の検討が必要である。

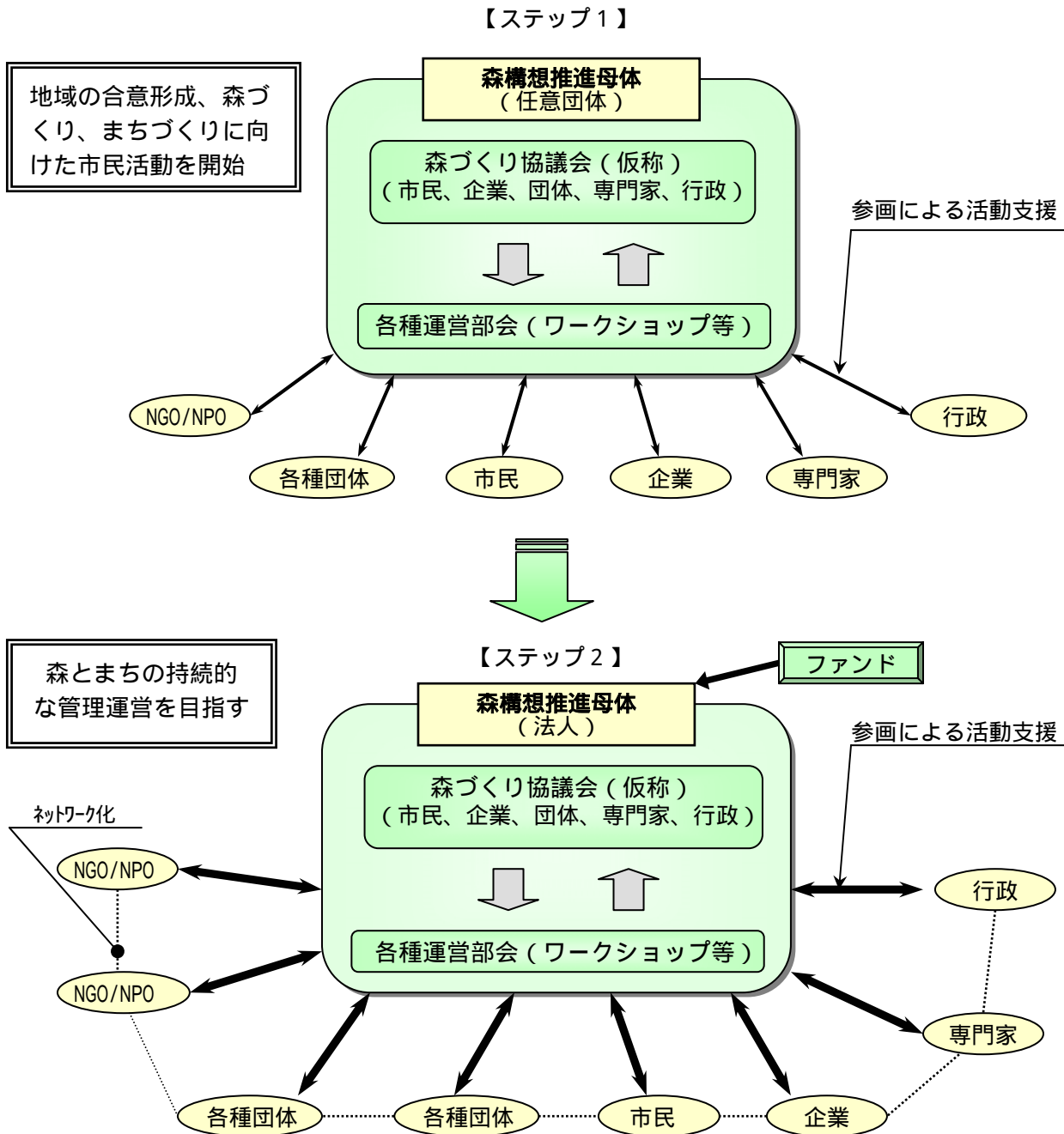


周辺への展開イメージ

## 6.2 参画と協働による森構想推進方策

森づくりは、基本的に NGO/NPO、各種団体、市民、企業等と行政とが、事業の段階に応じてそれぞれの関与の度合いを変化させながら協調で進められるものである。従って、官民のパートナーシップを実現するため、両者の中間にあって、相互を調整しながら構想を推進する機能を持つ組織づくりが求められる。

各整備段階での組織の概略イメージを次に示す。



図；各段階における事業化推進の仕組み（組織を中心に）



図中で示された組織の役割は以下のとおりである。

○行政 ; 森構想の事業推進母体の立ち上げを行なうとともに、ステップ1において事業推進母体の構成員として、NGO/NPO、各種団体、市民、企業等と協調して事業を推進していく。また、各段階を通じて事業推進母体に対する様々な支援（人材、物資、財政支援等）を行なうことが期待される。

一方、行政として社会的インフラの整備を並行して進める。

○森構想推進母体 ; 尼崎臨海地域において官民協調のもとで森づくりを進めるための中核組織。ステップ1においては地域の合意形成を図るとともに、森づくり、まちづくりの活動を行なう。また、ステップ2においては、森づくりの活動を活発に行なうとともに、森の管理運営など多様な事業をスムーズに行なうための調整を行なう。そのために法人化を図っていく。森づくり推進母体は、森づくり協議会、作業部会、研究部会、各種運営部会（ワークショップを含む）等で構成される。

森づくり協議会 ; 森づくり推進母体の一機能として、市民をはじめとする多様な主体の参加により構成する組織。主に、森づくりのビジョン策定や事業の企画立案、意志決定、情報収集、PR、総括的なコーディネーター等の役割を担う。

各種運営部会 ; 森づくり推進母体の一機能として、森づくり協議会のコントロールのもと、ワークショップ（WS）、イベントや事業の実施を担う。また、これらの活動を通じて人材の育成を積極的に図っていく。構成員については部会の種類毎に柔軟に対応するが、特に児童や学生などの若年層が活躍できる場を考慮する。

## （1）森構想推進母体を支援する施策

事業化推進のための森づくり推進母体への様々な支援のあり方については、推進母体は公益性のある事業主体として行政からの一定の支援を受けつつ、民間のノウハウをうまく活かした事業運営が求められる。

### 行政による支援

森づくりの推進には、複雑な法規制 制度、手続きや技術的な検討などが予想され、推進母体の運営を支えるために行政側からの、財政支援や人材、活動資材、情報等の提供を継続的に行なう。また、ワークショップなどで、人材の育成のために専門家の派遣などの支援を行なう。

### ファンド（基金）の設立

企業や市民、各種団体などの多様な主体から寄付を募り、森構想を実現するための基金を設立する。森づくりに携わる事業推進母体は、事業の内容によって、基金から助成を受ける。

### 森構想推進母体の法人化

森構想推進母体を法人化し、組織の責任体制を明確にすることで、公的補助や融資の導入、市場からの資金調達（基本財産の財源確保等）などが容易となるため、事業化の促進が図れる。

### 6.3 先導整備地区から周辺への展開方策（民間活力の導入方策）

先導整備地区の周辺エリアにおいては、先導整備地区のインパクトを活用しながら、立地する産業機能の高度化、または新たな都市機能ニーズの高まりに対応して、地区あるいは街区レベルでの整備を順次進めていき、森構想を実現していく。

周辺地区への森づくりのスムーズな波及を図るためには、『工場跡地等遊休地の土地利用再編の仕組みづくり』、および『事業の持続的展開を実現するためのインセンティブ』が必要である。

#### 【工場跡地等遊休地の土地利用再編の仕組みづくり】

先導整備地区の一部の土地をその移転代替地等に活用して、遊休地が目立つエリアから工場等既存施設の移転や、産業の高度化または複合型都市づくり等への構造転換を図るとともに、その跡地を街区あるいは地区レベルで集約して、森構想に基づいた都市再整備を進めていくこととする。

また、まとまった民間所有の遊休地などにおいてモデルプロジェクトを実施するなど、森づくりのメリットを目に見える形で示すなど、民間の土地利用転換を促す契機づくりを進めていく。

#### 【事業の持続的展開を実現するためのインセンティブ】

先導整備地区以外の周辺地域へは、地元企業、住民や行政などの参画と協働による森づくり、まちづくりを進めていく。地域の住民や企業が自主的に参画できるように、民間の活力を導入する仕組みづくりが必要であり、各種のインセンティブの付与（ソフト施策）が求められる。

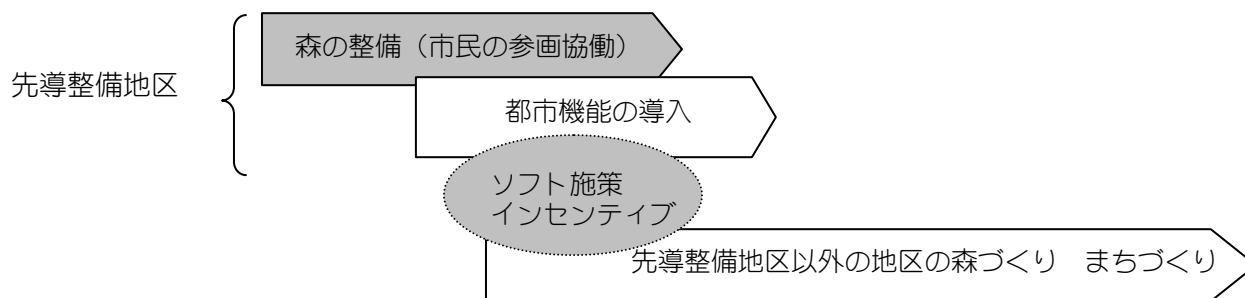
なお、インセンティブの付与は、次の基本的な考え方に従うものとする。

##### 柔軟な施策の展開

長期にわたるまちづくりを実現するためには、規制緩和や経済的な支援方策など、柔軟なソフト施策を継続的かつ機動的に打ち出す。

##### 域内での資金循環

事業の持続的展開のため、地域全体で事業化のメリットを享受できる仕組みとする。



図；事業展開のイメージ

事業の推進に対する各種のインセンティブ（ソフト施策）としては、

第一に土地利用規制や開発許可の柔軟な運用など各種法規制の緩和を柔軟に打ち出していくことが望まれる。

第二に、税制面での優遇措置や土地取得 保有負担の軽減などの多様な支援が求められる。また、公的な補助金の充実、多様な資金調達手法の提供など、事業主体に対する事業化のためのファイナンス面での支援が求められる。

以上のとおり、先導整備地区で森づくりを進め、その効果を周辺地域へスムーズに波及させるこ

とが森構想を実現することになる。そのために、既存事業手法の活用と充実や新しい施策の導入について提案する。

なお、既存事業手法の活用や新規施策の導入については、それらの成熟度や適合性等を勘案しながら、優先性を検討していく必要がある。

## (1) 既存事業制度の活用

森構想の推進にあたっては、法規制、各種制度、新たなインセンティブ等の検討が必要であるが、当面は下記に示す現在制定されている各種既存事業制度を有効に活用することや、既存制度の拡充を求めることにより、周辺地域へのスムーズな展開に資することができる。

### 【都市再生総合整備事業の導入】

尼崎臨海地域全体について、都市再生総合整備事業に基づく整備重点地域の指定を受けるとともに、大規模遊休地等を特定区域として都市基盤施設の集中的な整備を進める。

### 【自然再生型公共事業の導入】

自然再生型公共事業の導入により、干潟や藻場の復元、森林の整備、多自然型護岸の再整備などを積極的に進める。

### 【再開発地区計画制度などの活用】

再開発地区計画制度の活用によって、公共施設の整備とあわせて土地利用や建物の容積率などの制限を緩和することにより、住民や企業の意向を反映したまちづくりを促進する。

### 【緑化に関する既存制度の活用と拡充】

兵庫県と尼崎市の緑化に関する助成制度の活用及び充実により、森づくりを促進する。

### 【景観形成に関する既存制度の活用】

兵庫県と尼崎市の景観形成に関する制度の活用により、まちづくりを促進する。

### 【PFI 事業の活用】

公共事業については、効率と効果に向上の工夫の余地がある場合はPFI事業の活用により民間の創意工夫と自由な発想を活かして取り組む。

## (2) 新たな施策の導入

森構想を実現していくためには、既存制度の活用のみでは十分でなく、尼崎臨海地域全域で、森づくりによる都市再生の様々なプロジェクトを重点的に実施していくような新たな事業制度の導入が必要である。ここでは、以下のような新たな施策の導入を提案する。

### ① 既存法規制等の緩和と税制等資金面での優遇措置

#### a) 法規制等の緩和

#### ◆遊休地等の有効利用の促進に向けて

周辺地域への森づくりの展開では、遊休地を有効活用しマネジメントすることが重要である。その過程では、遊休地を1年以上数年間に渡って利用する状況が生じると考えられる。例えば、森づくりのための作業施設や店舗を、仮設建築物として設置し数年間使用できれば、暫定的な土地利用の選択肢が広がり有効利用が進むことになり、民間の遊休地利用の促進につながる。

◆産業等の新たな展開に向けて

工場立地法における環境施設面積率（緑地率）等を確保する場合に、工場敷地内に限定しないで、地域内の別の敷地で緑化する場合の面積も考慮するなど工場立地法の弾力的運用により、既存産業のリニューアルや新たな産業立地の促進を図る。

b) 税制等、資金面での優遇措置

◆民有地の緑化促進に向けて

緑化の促進のためには、企業に緑化整備費用に対する支援を行なうことが効果的であり、こうしたインセンティブの一例として、優良な緑化施設の整備、維持管理に対して固定資産税、都市計画税等の減免や、整備費用の助成などを図る。

◆民間資金の活用に向けて

事業推進母体の基金等に寄付を行ない、公共 公益エリアにおける森づくりに協力した個人および民間企業は、所得税の控除を受けることができるよう措置する。

◆遊休地の利用促進と土地利用再編に向けて

本構想の趣旨に沿った遊休地等を活用した土地利用の再編を行なう場合、不動産取得税、事業所税、登録免許税を非課税とし、不動産取引や施設整備に伴う事業者の税負担を軽減する。これによって、遊休資産の有効利用促進と不動産の流動化を図る。

◆適正な産業配置に向けて

ポテンシャルの高い市内の中小製造業が区域内に移転する場合に、不動産の取引にかかわる税を非課税とし、産業の集積を図る。この土地交換に関する非課税制度の導入によって、森づくりを国道43号以北に波及させる。

c) 新たな施策の創設など

◆公園と一体となった街区整備

多様な施設（商業施設、オフィス等）が立地し公園と連携することにより、公園 緑地のにぎわいや集客力が高まり“森のなかのまち”を実現化することが可能となると考えられる。

そのために、当初に施設を踏まえた区域を公園街区として設定し、街区整備と公園整備を柔軟に行なうことができる新しい制度を検討する。

◆森構想を推進するための新たな条例等の制定

森構想は、森づくり、まちづくりの幅広いビジョンを示すものであり、具体化のためには既存の様々な法令を活用することになるが必要な場合は新たな条例、要綱等を制定することにより構想の実現性を高めることが期待できる。

制定にあたっての検討は、実効性を確保するため、市民、企業、学識経験者等の意見を幅広く聴きながら進める。

#### ◆環境創造型都市再生事業の創設と特別区の設定

尼崎臨海地域の環境回復 創造と都市再生を目指すための新たな事業制度として、例えば環境創造型都市再生事業制度などを創設し、尼崎臨海地域全体（約 1,000ha）を対象として「特別地区」を指定して、民間が主体的に事業に取り組めるよう措置する。

この指定地域内では、民間事業者による都市計画提案、金融支援、税制等の優遇措置を講じることによって、民間が活発に事業活動を展開し、森づくりに参画 協働できるようにする。

#### ◆公共 公益施設の広告用途での利用推進

博物館などの公益施設については、名称を地名等にちなんで命名することが多いが、命名権を入札に付し、施設建設の資金に充当する。また、景観上問題のない範囲で、公共施設の壁面等への広告用途での利用権を入札に付す。併せて、個人の記念植樹、施設（ベンチ等）への名板取り付けによる基金の拡大を図る。

#### ◆ブラウンフィールド再開発プログラムの導入

アメリカでは、土壌汚染が問題となる土地を開発する場合、その修復に要する費用を最大 100%まで控除する制度があり、控除税額は他社にも譲渡でき、また固定資産税の減免などオプションとして選定することができる。

本構想対象地域においても、工場跡地等の遊休地で森づくりを展開するにあたり、土壌改良を行なう場合には、ブラウンフィールド再開発プロジェクトの手法に習って、その修復費用を最大 100% 所得税から控除することや、税控除期間も 1 年～20 年程度の弾力性を持たせた方策も可能とする。

#### ◆プロジェクトの証券化推進

プロジェクトの証券化は、多様な資金調達手法を確保する上での有力な候補である。尼崎 21 世紀の森づくりにおいては、収益が見込めるプロジェクトを具体化させるために、市民によるプロジェクト証券の購入によって、資金面から市民の参画を期待することができる。

また、公的な助成が加われば、さらに効果があがることが期待できる。

新たな施策の創設については、国内外の動向から以上の項目を提案するが、創設するにあたっては、利用者、専門家、行政などの立場で十分な討議を重ね、可能なものから速やかに実行に移すことを留意しておく必要がある。

## 6.4 事業手法

ここでは現段階で考えられる具体的な事業手法（現在進行中の事業を含む）は次のとおりである。

なお、これらの事業手法（公園事業等）については、市民参加型の森づくりを基本とし、計画段階からの参画と協働により進める。

また、前項で述べた既存制度や新たな制度の具体化については今後検討していく。



森構想の事業手法

## 7. まとめ

### 7. 1 今後の課題と取り組み

本構想は尼崎臨海地域（国道43号以南の約1,000ha）を対象に、魅力と活力ある都市の再生のため、環境の回復・創造による環境共生型のまちづくりについて検討を行ってきた。今後、本構想の具体化に向けて関係機関で調整すべき課題や森構想推進母体等で詳細な検討が必要な課題や取り組みを以下に示す。

#### (1) 拠点地区の展開

先導整備地区の中で先行して整備に着手する拠点地区は、平成8年1月に策定された尼崎臨海西部拠点開発事業基本計画に基づき都市計画、港湾計画、土地区画整理事業による位置づけを行ない事業が進められているが、今後、森づくりの実現に向けてこれらの計画、事業を本構想の基本にしたものに変更していく。また、その後の森づくりの具体的な整備プランの策定を市民の参画と協働により行なうための組織づくりも併せて進める。

#### (2) 地域コンセンサスの形成と参画と協働による推進方策

今後は、本構想の具体化に向けて、市民はもとより、広く県民や地域関係者、学識経験者などの意見を結集するとともに、セクター、世代あるいは地域を越えて持続的な取り組みが必要となる。そのため、中核的な森構想推進母体の組織化とインターネット等による双方向の情報交換、また、ワークショップの開催などにより具体的な計画立案の段階から市民やボランティア、民間団体、地域事業者などが主体的に参画・協働してまちづくり・森づくりに取り組んでいくことができるシステムづくりを進める。

#### (3) 構想を推進するための施策・支援方策の構築

本構想の推進にあたり、魅力と活力のある都市の再生に向けて、土地利用転換を目指す「人が交わる森」では、遊休地を活用して人が住み、働き、憩い、学ぶなど新たな都市機能等の導入に向けた施策の展開が必要である。また、地域の住民や既存の企業が主体的に環境創造のまちづくり・森づくり等の整備プランの策定に取り組んでいけるような推進方策が必要である。とりわけ、都市の森ゾーンの民間地権者や各企業が敷地内において高水準の緑を自主的に整備していけるような、新たな支援方策を確立していく必要があり、そのためには、既存事業制度の拡充や新規施策の導入等を検討する。

#### (4) 風土として馴染む「森」の調査検討

本構想は、工業地域（陸域、海域共）の中に「森」を大胆に取り入れていく社会的に大きな実験になるもので、世界的に類を見ない試みである。したがって、この取り組みを行なうにあたり、自然科学、工学、農学等の技術を結集して、尼崎の地域に相応しい森づくりが求められる。

また、「森」の造成にあたって、植栽される樹種は、尼崎臨海域の気候、標高、地形、地質、土壌、景観といった立地的因子、樹種の成長と材質、病虫害や気象害に対する抵抗力など科学的に調査する必要がある。さらに一度植栽された樹木はそのまま、放置されるのではなく、病虫害の除去、施肥、枝打ち、除伐、間伐などの保育作業も重要な活動である。

このような活動を通じて、風土に馴染む森を造成するために総合的な調査検討を実施する。

#### (5) 費用対効果の明確化

本構想の中で環境創造のまちづくりのために提案された各種施策メニューについては、実現可能性を見極めた上で、それぞれ実現に向けた整備を行っていく必要があり、そのために一定の事業ごと

に費用対効果に関する検証を行なう。

しかしながら、現在の環境生態系における費用対効果の検証方法については、的確な評価を得る確立された手法が無いのが現状である。本構想を進めるにあたり整備後の中長期的に現われる効果をどのように評価するかが今後の課題である。

#### (6) 事業資金の確保

森づくりは21世紀を時間軸とした長期のプロジェクトであり、継続的な事業費の確保が必要である。都市再生プロジェクトとして国の支援を得ながら公的な補助制度による資金確保を図るとともに、企業や市民、各種団体をはじめとする多様な主体から寄付を募り、本構想を実現するためのファンド（基金）を設立していく。

#### (7) 大阪湾ベイエリアや他地域との連携

森づくりは瀬戸内海臨海部の再生のパイロットプロジェクトであることから、他の地域に対するモデルとして、緑と水辺の再生など自然環境の回復・創造の手法と整備効果、またソフトとハードの両面での森づくり支援技術や制度などについて他地域と連携しながら検討していく。

#### (8) 環境にやさしいモビリティの構築

本構想を推進し、尼崎臨海地域を活力ある都市に再生していくためには、「環境にやさしいモビリティの構築」を目指し、公共交通システム等（LRT、電気バス、海上交通等）の導入を図り、これらと緑の回廊を有機的に連携していく必要がある。

そのためには、従来の自動車交通中心の交通体系を見直し、公共交通システムを総合交通体系の中で位置付けていく必要がある。また、土地利用にあわせて交通システムを考えるのではなく、土地利用と一体的に考え、まちづくりを進めることが重要である。

特にLRTについては、財源の確保をはじめ、新たな法制度の整備、自動車交通中心の交通体系の見直しに対する市民の合意形成など、多くの課題が指摘されていることから、今後、機運の醸成を図りながら、本構想の事業化に伴って進む土地利用のあり方や新たな需要の発生などを踏まえ、その導入の可能性について検討を継続していく。

#### (9) 海辺の環境修復実験との連携

尼崎臨海部の海辺の環境修復については、平成13年度から（財）国際エメックスセンターの調査研究事業として、丸島地区にて人工干潟、ラグーン、生物共生護岸、筏による海藻生育実験や水理模型による港内の流況実験が開始されている。また、同じく平成13年度から（社）日本海洋開発産業協会による尼崎運河における高速ろ過システムの開発が開始されており、それらの結果を本構想における水辺の再生方策に反映していく。

#### (10) 森の効果の検証

森の効果は、森の生育段階、樹種、密度、立地、面積等によって異なるものであり、各効果の検証にあたっては、本来これらの視点から行なう必要があるが、現時点では、特に人工緑地に至っては確立したものがないのが現状である。こうしたことから、本構想では、森の効果について様々な知見から考察したものの、参考として取り扱う。

従って、当該地域においては森づくりの過程や森を整備した後に、研究・学習の場として森自体の成立過程及び効果の変遷を調査するなど森の効果を検証していくことが求められる。



【添付資料】

尼崎21世紀の森構想策定懇話会

尼崎21世紀の森構想懇話会構成メンバー

(1) 委員会 (9名)

氏名	役職
伊藤 滋 委員長	早稲田大学教授、アジア防災センター長
安田 丑作	神戸大学教授
森嶋 昭夫	(財)地球環境戦略研究機関理事長
盛岡 通	大阪大学教授
熊谷 洋一	東京大学教授、淡路景観園芸学校学校長
中瀬 勲	姫路工業大学教授
永田 萌	絵本作家、兵庫県教育委員会委員
加藤 恵正	神戸商科大学教授
宮田 良雄	尼崎市長

(2) 専門部会 (17名)

氏名	役職
安田 丑作 *	神戸大学教授
宮前 保子	京都造形芸術大学助教授
盛岡 通 専門部会長 *	大阪大学教授
篠崎 由紀子	(株)都市生活研究所社長
鳥越 皓之	筑波大学教授
中瀬 勲 *	姫路工業大学教授
林 まゆみ	姫路工業大学助手
加藤 恵正 *	神戸商科大学教授
森本 章夫	神戸新聞社論説副委員長
堀内 弘和	尼崎市助役
牛戸 陽治	神戸大学大学院学生
今鷹 栄子	尼崎花のまち委員会代表
植木 久一	環境NGO「あまがさき環境塾・タンポポ」代表
中川 日出和	尼崎市社会福祉協議会代表
田中 一家	尼崎商工会議所副会頭
田辺 勝弘	関西電力(株)総務室用地計画グループチーフマネージャー
弘中 幸次郎	(株)クボタ業務部長

注) \*印の委員は、委員会にも所属

(3) オブザーバー (9名)

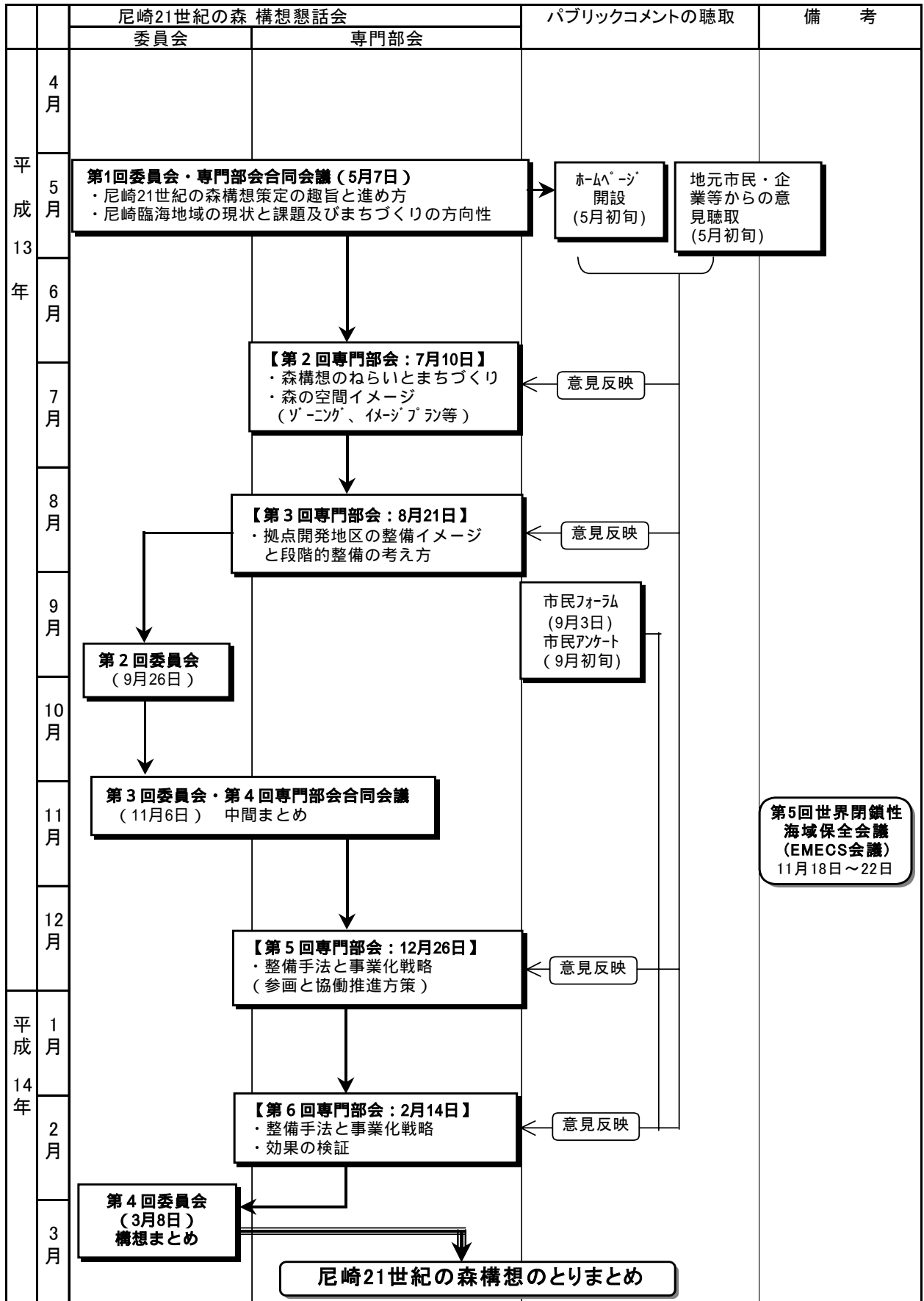
氏名	役職
小林 正明	環境省総合環境政策局環境影響評価課長
柴垣 泰介	〃 環境管理局水環境部閉鎖性海域対策室長
佐野 正道	近畿地方整備局企画部長
菱田 一	〃 建政部長
川島 茂樹	〃 道路部長
福田 幸司	〃 港湾空港部長
陣山 繁紀	近畿経済産業局産業企画部長
水本 良則	環境事業団環境緑地事業部長
姉齒 道信	都市基盤整備公団関西支社総合企画室長

(4) 事務局(6名)

氏名	役職
足立 昭	公営企業管理者
山口 昇	県土整備部長
渡邊 勝幸	阪神南県民局長
小林 悦夫	県民生活部環境局長
野村 正路	企業庁長
長谷川 浩三	企業庁地域整備第2局長

( 庶 務 ) 兵庫県企業庁地域整備第2局尼崎臨海整備課

# 構想策定の経緯



## 尼崎21世紀の森構想策定懇話会の開催状況

### ○第1回 委員会 専門部会 合同懇話会

日時：平成13年5月7日（月） 15:30～17:30

場所：兵庫県公館

- 議題（1）尼崎21世紀の森構想の趣旨と進め方  
（2）尼崎臨海地域の現状と課題及びまちづくりの方向性  
（3）その他

### ○第2回 専門部会

日時：平成13年7月10日（火） 13:00～16:00

場所：尼崎サテライトセンター会議室

- 議題（1）構想策定のスケジュール  
（2）構想のねらいとまちづくり  
（3）森の空間イメージ  
（4）その他

### ○第3回 専門部会

日時：平成13年8月21日（火） 13:00～16:00

場所：尼崎市中小企業センター会議室

- 議題（1）構想のねらいとまちづくり  
（2）まちづくりの展開イメージ  
（3）拠点開発地区の整備イメージと段階的整備  
（4）その他

### ○第2回委員会

日時：平成13年9月26日（水） 13:30～16:00

場所：国際健康開発センター8階第2会議室

- 議題（1）懇話会開催スケジュールについて  
（2）専門部会等の検討内容について  
（3）今後の検討事項について  
（4）その他

### ○第3回委員会 第4回専門部会 合同懇話会

日時：平成13年11月6日（火） 12:00～14:00

場所：兵庫農業共済会館7階大会議室

- 議題（1）尼崎21世紀の森構想中間とりまとめについて  
（2）今後の検討事項について  
（3）その他

### ○第5回 専門部会

日時：平成13年12月26日（水） 14:00～16:30

場所：兵庫県農業共済会館7階大会議室

- 議題（1）前回懇話会意見の対応方針について  
（2）市民アンケート調査結果について  
（3）尼崎21世紀の森構想の事業推進方策  
（4）その他

### ○第6回 専門部会

日時：平成14年2月14日（木） 14:00～16:00

場所：兵庫県農業共済会館7階大会議室

- 議題（1）尼崎21世紀の森構想のとりまとめについて  
（2）その他

### ○第4回 委員会

日時：平成14年3月8日（金） 13:30～16:00

場所：兵庫県不動産会館7階研修ホール

- 議題（1）尼崎21世紀の森構想のとりまとめについて  
（2）その他

## 尼崎21世紀の森構想関連事項

### ○ホームページの開設

平成13年5月10日から公開開始

平成14年3月20日現在のアクセス数は約7,860件、投稿意見数18件。

### ○市民アンケートの実施

平成13年8月31日アンケート発送

発送数は市民約6,000世帯、企業約650社

回収数は約2,900通（有効回収率：39.8%）

### ○市民フォーラムの開催

日時：平成13年9月3日（月）13：30～16：00

場所：尼崎市総合文化センター アルカイツクホール ミニ

市民や自治体関係者ら約300人が参加

プログラム

（1）知事あいさつ

（2）基調講演

貝原前知事、篠崎委員

（3）パネルディスカッション

コーディネーター：盛岡部会長

パネラー：植木委員、加藤委員、篠崎委員、中瀬委員、堀内委員

### ○市民 企業等への説明会による意見聴取

平成13年6月中旬から平成14年3月上旬で27回

内訳

地元企業等：10回

社会福祉協議会：3回

青年会議所：3回

スポーツ振興審議会：1回

その他市民 団体等：10回

作製：財団法人 国際エメックスセンター  
神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番1号  
国際健康開発センタービル3階  
TEL 078-252-0234  
FAX 078-252-0404  
URL <http://www.emecs.or.jp>